参考資料 1 男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)

目次

前文

- 第1章 総則(第1条-第12条)
- 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条-第20条)
- 第3章 男女共同参画会議(第21条-第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方,少子高齢化の進展,国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で,男女が,互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い,性別にかかわりなく,その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに, 男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し, 将来に向かって国, 地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため, この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
 - 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において,男女のいずれか一方に対し,当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊重が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における

活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ,男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行わなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策 及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置そ の他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

- 第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同 参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければなら ない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか,男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成 の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければ ならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に促進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男 女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」とい う。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を 講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同 参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置が講ずるように努め るものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか,内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ,男女共同参画社会の形成の促進に 関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
 - 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
 - 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女 共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対 し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

- 第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから,内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

- 第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で 定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法 (平成9年法律第7号) は,廃止する。

(経過措置)

- 第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則(平成11年7月16日法律第102号)抄

(施行期日)

- 第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 二 附則第10条第1項及び第5項,第14条第3項,第23条,第28条並びに第30条の規定 公布の日 (職員の身分引継ぎ)
- 第3条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省(以下この条において「従前の府省」という。)の職員(国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第8条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。)である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省(以下この条において「新府省」という。)又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長,委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則(平成11年12月22日法律第160号)抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。

参考資料 2 男女共同参画基本計画体系図

第1部 基本的考え方

- 1 男女共同参画社会基本法の制定ま での経緯
- ・男女共同参画社会の実現に向けたこれまでの取組
- ・男女共同参画社会基本法の制度
- 2 男女共同参画基本計画の基本的考 え方と構成
- ・男女共同参画基本計画の考え方 - ・男女共同参画基本計画の構成

第2部 施策の基本的方向と具体的施策

- 1 政府・方針決定過程への女性の参 画の拡大
- (1) 国の政策・方針決定過程への女性 _ の参画の拡大

-ア 国の審議会等委員への女性の参画の促進

- ・女性委員の参画状況の定期的な把握等による目標の早期達成
- ・団体推薦及び職務指定に係る委員への女性の参画の促進
- ・その他の委員等への女性の参画を促進するための取組
- イ 女性国家公務員の採用・登用等の促進
- ・女性国家公務員の採用・登用等の促進
- (2) 地方公共団体等における取組の支 _ 援,協力要請

- ア 審議会等委員への女性の参画に関する取組の支援

- ・都道府県・政令指定都市等における審議会等委員への女性の 登用に関する支援
- ・市町村への取組の普及
- イ 女性地方公務員の採用・登用等に関する要請等
- ・女性地方公務員の採用・登用等に関する要請
- ・地方公共団体への情報提供等
- ・国が地方公共団体の職員に対して行う研修における配慮
- ・社会的気運の醸成
- ・独立行政法人、特殊法人及び認可法人に対する協力要請
- ・大学等への協力要請
- (4) 調査の実施及び情報・資料の収 _ 集,提供

種機関・団体等の取組の支援

(3) 企業,教育・研究機関,その他各 __

- ア 政策・方針決定参画に関する調査・研究の実施

- ・積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の具体化
- ・女性の政策・方針決定過程への参画状況に関する定期的な調 香の実施
- イ 女性の人材に関する情報の収集・整備
- ・女性の人材に関するデータベースの充実及びネットワーク化 の検討
- ・女性リーダーの養成
- ウ 政策・方針決定過程の透明性の確保
- ・政策・方針決定過程の透明性の確保
- 2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
- (1) 男女共同参画の視点に立った社会 _ 制度・慣行の見直し
- ・政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響について の調査についての調査の実施
 - ・家族に関する法制の整備
- ・個人のライフスタイルの選択に中立的な社会制度の検討
- ・職場・家庭・地域等における慣行の見直し

- (2) 国民的広がりを持った広報・啓発 _____ 活動の展開
- (3) 法識字の強化及び相談の充実
- (4) 男女共同参画にかかわる情報の収 集・整備・提供
- 3 雇用等の分野における男女の均等 な機会と待遇の確保
- (1) 雇用の分野における男女の均等な ___ 機会と待遇の確保対策の推進

- ・多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進
- ---·多様な団体との連携による広報·啓発活動の推進
- --・法令や条約の周知等
 - 相談体制の充実
 - ―・国際化への対応
- 統計調査等の充実
- ・無償労働の数量的把握の推進
- --ア 男女雇用機会均等法の履行確保
 - ・男女雇用機会均等法に基づく行政指導の強化
 - ・セクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理上の配慮の徹
 - ・コース等で区分した雇用管理に関する留意事項の周知徹底
 - ・個別紛争解決の援助、相談機能の強化
 - ・女子学生の就職問題に関する施策の推進
 - イ 企業における女性の能力発揮のための積極的取組(ポジ ティブ・アクション)の推進
 - 国民的気運の醸成
 - ・企業のポジティブ・アクション取組の促進
 - ウ 男女均等を確保する方策等についての幅広い検討
 - ・実質的に男女均等な雇用管理を確保する方策等についての幅 - 広い検討
 - ・母性保護等に関する法律及び指針の周知徹底等
 - ・妊娠, 出産を理由とする不利益取扱いへの対応の検討
- -ア 在職中の女性に対する能力開発等の支援
 - ・情報提供、相談、研修等の拡充
 - ・公共職業訓練等の推進
 - ・労働者の自発的な職業能力開発の推進
 - ・女性の能力の発揮の支援のための調査研究
 - イ 再就職に向けた支援
 - ・育児・介護等により退職した者に対する支援
- ・職業能力開発の積極的展開
- (4) 多様な就業ニーズを踏まえた就業 -ア パートタイム労働対策の総合的な推進
 - ・短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律及び指針の周 知・徹底等
 - ・パートタイム労働者の労働条件の明示の徹底
 - ・パートタイム労働者の雇用の安定
 - ・パートタイム労働者に対する能力開発
 - イ 労働者派遣事業に係る対策の推進
 - ・事業の適正な運営の確保
 - ・派遣労働者の適正な派遣就業の確保
 - ウ 女性起業家,家族従業者等に対する支援
 - ・女性起業家に対する支援
 - 家族従業者の実態把握等
 - エ 在宅勤務,SOHO等,新しい就業形態等に係る施策の推
 - ・テレワーク・SOHOの普及促進

- (2) 母性健康管理対策の推進
- (3) 女性の能力発揮促進のための援助 ___

環境の整備

- ・在宅勤務等の普及促進
- ・在宅就業対策の推進
- -・家内労働者の労働条件の改善
- 4 農山漁村における男女共同参画の 確立
- 変革
- (2) 政策・方針決定過程への女性の参 _ 画の拡大
- (3) 女性の経済的地位の向上と就業条 _ 件・環境の整備
- (4) 女性が住みやすく活動しやすい環 _ 境づくり
- (5) 高齢者が安心して活動し, 暮らせ _ る条件の整備
- 5 男女の職業生活と家庭・地域生活 の両立の支援
- (1) 多様なライフスタイルに対応した _ 子育て支援策の充実

- ― ・「個 | としての主体性の確保
 - ・固定的な役割分担意識の是正
 - ・社会的な気運の醸成・高揚
 - ・調査研究・研修・統計等における取組の充実
 - ・政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
 - ・女性の能力の開発と適正な評価
 - ・女性の経済的地位の向上
 - ・技術・経営管理能力の向上
 - 一・快適に働くための条件整備
 - 一・主体的な活動を支援する労力調整システムの形成
 - ・住みやすく快適な生活環境の整備
- 一・交流ネットワークの形成
- 一・高齢者生活支援体制の整備
 - ・高齢者の活動の推進
- ―・老後の自立の確保
- ア 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実
 - ・保育サービスの整備
 - ・放課後児童対策の充実
 - ・幼稚園における子育て支援の充実
 - ・子育てに関する相談支援体制の整備
 - ・子育てのための資産形成の支援
 - ・児童虐待への取組の推進
 - ・子育てを支援する良質な住宅,居住環境及び道路交通環境の 整備
 - イ ひとり親家庭等に対する支援の充実
- ・ひとり親家庭の親等の就労と子育てへの支援
- (2) 仕事と育児・介護の両立のための ____ア 仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発の推進
 - ・仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発の推進
 - イ 仕事と子育ての両立のための制度の一層の定着促進・充実
 - ・ 育児休業その他仕事と子育ての両立のための制度の一層の定 着促進
 - ・仕事と子育ての両立の促進に向けた制度の充実
 - ウ 仕事と介護の両立のための制度の定着促進等
 - ・介護休業その他仕事と子育ての両立のための制度の一層の定 着促進等
 - エ 育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備
 - ・企業の子育て・介護支援の取組に対する評価
 - ・地域の子育て・介護支援体制の整備
 - 一・育児・介護を行う労働者に対する相談・情報提供

(2) 仕事と育児・介護の両立のための 雇用環境の整備

(3) 家庭生活,地域社会への男女の共 同参画の促進

ア 家庭生活への男女の共同参画の促進

- ・男女の固定的役割分担意識の是正のための広報・啓発
- ・家庭教育に関する学習機会の充実
- ・父親の家庭教育参加の支援・促進
- イ 地域社会への男女の共同参画の促進
- ・地域社会活動への参画促進
- ・地域の教育力の再生
- ・消費者教育の推進・支援
- ・環境保全活動への参画の支援
- ・ボランティア活動等の参加促進のための環境整備
- ・NPO等の活動への参画促進のための環境整備
- ウ 労働時間の短縮等就業条件の整備
- 労働時間の短縮
- ・フレックスタイム制等の普及促進
- ・勤労者リフレッシュ対策
- 6 高齢者等が安心して暮らせる条件 の整備
- (1) 高齢者が安心して暮らせる介護体 _ 制の構築

(2) 高齢期の所得保障

-ア 介護保険制度の着実な実施

- 介護保険制度の着実な実施
- イ 高齢者保健福祉施策の推進
- ・介護サービス基盤の整備
- ・介護予防・生活支援のための取組
- ・利用者保護と信頼できる介護サービスの育成
- ウ 介護に係る人材の確保
- ・高齢者介護マンパワーの養成・確保対策の推進
- ・介護分野における良好な雇用機会の創出の促進
- ・公的年金制度の安定的な運営
- ・企業年金等の充実
- ・自助努力による資産形成等の促進
- (3) 高齢者の社会参画の促進 - ・定年の引き上げ、継続雇用制度導入等による65歳までの雇用 の確保等
 - ・学習機会の整備等
 - ・高齢者の社会参加活動の促進
 - ・高齢者のスポーツ、レクリエーション活動の支援
 - ・広報・啓発活動の推進
- (4) 障害のある者への配慮の重視 ― ――・総合的な障害者施策の推進
- (5) 高齢者等の自立を容易にする社会 ---・高齢者等の自立を容易にする社会基盤の整備 基盤の整備

7 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(1) 女性に対する暴力を根絶するため ___ の基盤づくり

-ア 女性に対する暴力への社会的認識の徹底

国民の意識啓発

イ 体制整備

- ・相談・カウンセリング対策の充実
- · 研修 · 人材確保
- ・厳正かつ適切な対処の推進
- ・関係機関の連携の促進

ウ 女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり ・安全・安心まちづくりの推進 防犯対策の強化 ・有害環境の浄化対策の推進 エ 女性に対する暴力に関する調査研究 被害の実態把握 - ・加害者の研究 -ア 関係機関の取組帯び連携の推進 (2) 夫・パートナーからの暴力への対 _ 策の推進 関係機関の取組 関係機関の連携 イ 相談体制の充実 ・相談体制の充実 ウ 被害者の保護・自立支援 · 緊急一時保護 ・自立支援 エ 暴力行為への厳正な対処等 ・暴力行為からの安全の確保 - ・被害者の立場に立った厳正かつ適切な対処の推進 (3) 性犯罪への対策の推進 ア 性犯罪への厳正な対処 ・関係諸規定の厳正な運用と適性かつ強力な捜査の推進 ・性犯罪捜査体制の整備, 性犯罪捜査員の育成 ・性犯罪の潜在化防止に向けた取組 イ 被害者への配慮 ・指定被害者支援要員制度の効果的運用 ・被害者の心情に配慮した事情聴取等の推進 ・関係機関との連携の推進 ・被害少女に対する支援活動の推進 ・被害者連絡等の推進 (4) 売買春への対策の推進 - ア 売買春の取締りの強化,売買春からの女性の保護,社会復 帰支援 ・売買春の根絶に向けた取締りの強化等 社会復帰支援の充実 ・売買春からの女性保護 イ 児童買春に対する対策の推進 ・児童買春の根絶に向けた取締りの強化 ・相談体制の充実 ウ 国際的動向への対応 - ・国際的動向への対応 (5) セクシュアル・ハラスメント防止 - ア 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等 対策の推進 の推進 ・企業等におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策 ・国家公務員のセクシュアル・ハラスメント防止対策 イ 雇用以外の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対 策等の推進 - ・教育等の場における対策 (6) ストーカー行為等への対策の推進 - ア ストーカー行為等への厳正な対処 ・ストーカー行為等への厳正な対処

> イ 被害者の支援及び防災対策 −・被害者の支援及び防犯対策

·法的対応

- 8 生涯を通じた女性の健康支援
- (1) リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透
- (2) 生涯を通じた女性の健康の保持増 _ 進対策の推進
- (1) リプロダクティブ・ヘルス/ライ ____・女性の健康問題への取組についての気運の醸成
 - ・学校における性教育の充実
 - ・性に関する学習機会の充実
 - ア 生涯を通じた健康の管理・保持増進のための健康教育・相 談支援等の充実
 - ・女性の健康保持のための事業等の充実
 - ・健康教育の推進
 - イ 妊娠・出産期における女性の健康支援
 - ・妊娠から出産までの一貫した母子保健サービスの提供
 - ・不妊専門相談サービス等の充実
 - ・周産期医療の充実
 - ・女性の主体的な避妊のための知識等の普及
 - ウ 成人期, 高齢期等における女性の健康づくり支援
 - ・成人期、高齢期の健康づくりの支援
 - ・子宮がん, 乳がん, 骨粗しょう症等の予防対策の推進
 - ・女性の生涯にわたるスポーツ活動の推進
- (3) 女性の健康をおびやかす問題につ _____ いての対策の推進

ア H I V / エイズ, 性感染症対策

- ・予防から治療までの総合的なHIV/エイズ対策の推進
- ・性感染症対策の推進
- ・学校におけるHIV/エイズ,性感染症に関する教育の推進

イ薬物乱用対策の推進

- ・乱用薬物の供給の遮断と需要の根絶
- ・少女による薬物乱用対策の推進
- ・薬物乱用防止教育の充実
- ・薬物乱用を許さない社会環境の形成
- 9 メディアにおける女性の人権の尊 重
- (1) 女性の人権を尊重した表現の推進 _ のためのメディアの取組の支援等
- ア メディアにおける人権尊重,性・暴力表現を望まない者からの隔離等に関する方策の推進
- ・メディアにおける女性の人権の尊重のための取組の支援
- ・性・暴力表現を扱ったメディアの, 青少年やこれに接することを望まない者からの隔離
- ・児童を対象とする性・暴力表現の根絶
- ・地域の環境浄化のための啓発活動の推進
- ・メディアにおける男女共同参画の推進
- イ インターネット等新たなメディアにおけるルールの確立に 向けた検討
- ・現行法令の適用による取締りの強化
- ・インターネットにおける不適切な情報を受信者側で排除できるシステムの開発、普及
- ・接続事業者及び情報提供者に対する広報・啓発活動の推進
- ・自主ガイドラインの策定の支援等
- ・インターネット等新たなメディアにおける情報の規制等及び 利用環境整備の在り方等に関する検討

ウ メディア・リテラシーの向上

- ・メディア・リテラシー向上のための広報・啓発
- ・情報教育の推進

- (2) 国の行政機関の策定する広報・出 __ 版物等における性にとらわれない表 現の促進
- 一・男女共同参画の視点からの国の行政機関の広報ガイドライン の策定,浸透
- ガイドラインの他の機関への啓発
- 10 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- (1) 男女平等を推進する教育・学習

- ア 初等中等教育の充実

- ・学校教育全体を通じた指導の充実等
- ・家庭科教育の充実

イ 高等教育の充実

- ・高等教育機関における男女共同参画の推進
- ・奨学金制度の充実

ウ 社会教育の推進

- ・男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進
- ・男女共同参画に関する学習機会の提供
- ・固定的な男女の役割分担意識にとらわれない教育についての 調査研究の充実

エ 教育関係者の意識啓発

- ・教職員の男女共同参画に関する理解の促進
- 社会教育関係者の意識啓発

オ 女性学・ジェンダーに関する調査・研究等の充実

- ・高等教育及び社会教育における女性学等の振興
- ・日本学術会議におけるジェンダーに関する検討

(2) 多様な選択を可能にする教育・学 _ 習機会の充実

-ア 生涯学習の推進

- ・リカレント教育の推進
- ・放送大学の整備等
- ・学校施設の開放促進等
- ・青少年の体験活動等の充実
- ・民間教育事業との連携
- ・高度情報通信ネットワーク社会に対応した教育の推進
- ・現代的課題に関する学習機会の充実
- ・学習成果の適切な評価

イ エンパワーメントのための女性教育・学習活動の充実

- ・女性の生涯にわたる学習機会の充実
- ・女性の能力開発の促進
- ・女性の学習グループの支援
- ・国立女性教育会館の事業の充実等

ウ 進路・就職指導の充実

- ・進路指導の充実
- ・女子高生,女子学生に対する職業意識の醸成,意識啓発の実施
- ・就職指導の充実
- ・各経済団体等への協力要請
- 11 地球社会の「平等・開発・平和」 への貢献
- (1) 国際規範・基準の国内への取り入 _ れ、浸透
- ・女子差別撤廃条約等の積極的遵守
 - ・未締結の条約に関する検討
- -・「人権教育のための国連10年」に係る施策の推進

(2) 地球社会の「平等・開発・平和」 _ への貢献

-ア 国連の諸活動への協力

- ・国連の諸活動への協力
- イ WID/ジェンダーの推進
- ・WIDイニシアティブの推進
- ·WID推進体制の充実
- ・NGO等との連携・協力の強化
- ウ 女性の平和への貢献
- ・平和を推進する国際機関等への貢献
- エ 国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進
- ・国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進
- オ 国際交流・協力の推進
- ・あらゆるレベルにおける国際交流・協力の推進
- ・環境問題に関する国際協力等の取組の推進
- ・女性の教育分野における国際交流・協力の支援

第3部 計画の推進

- 1 国内本部機構の組織・機能強化
- (1) 男女共同参画会議の機能発揮
- ・男女共同参画会議の機能発揮
 - ・男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監 根
 - ・政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響について の調査
- (2) 総合的な推進体制の整備・強化等 _
- ・施策の総合的推進,フォローアップ等
- ・年次報告等の作成
- ・行政職員の研修機会等の充実
- ・国際機関、諸外国の国内本部機構との連携・協力の強化等
- ・内閣府男女共同参画局の機能発揮
- ・男女共同参画担当大臣の補佐体制の充実
- ・男女共同参画推進本部及び男女共同参画担当官会議の機動的 開催等
- ・男女共同参画推進本部担当部署の充実等
- ・苦情の処理等のための, 行政相談委員, 人権擁護委員等の積 極的活用
- ・男女共同参画社会の形成に関する調査研究
- ・国際社会及び諸外国における取組の動向に関する情報の提供
- ・我が国の取組の海外への発信
- 3 国の地方公共団体、NGOに対す る支援、国民の理解を深めるための 取組の強化

2 調査研究,情報の収集・整備・提

- ・地方公共団体に対する支援の強化
 - ・男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点施設の充実
 - ・NGOとの連携の強化
- ・男女共同参画社会の実現に向けた気運醸成

供

参考資料 3 男女共同参画会議議員名簿(平成13年5月現在)

```
議長
    福 田 康 夫 内閣官房長官
議員
    片 山 虎之助
              総務大臣
 口
     森山真弓
              法務大臣
 司
     田 中 眞紀子
              外務大臣
     塩 川 正十郎
              財務大臣
 可
     遠 山 敦 子
              文部科学大臣
 百
     坂 口
           力
             厚生労働大臣
 司
 司
     武 部
           勤
             農林水産大臣
     平 沼 赳 夫
 司
              経済産業大臣
 同
     扇
         千 景
              国土交通大臣
 司
     川口順子
              環境大臣
 同
     中 谷
           元
              防衛庁長官
     村 井
           仁
              国家公安委員長, 防災担当大臣
 司
 同
     猪口邦子
              上智大学教授
 可
     岩 男 壽美子
              武蔵工業大学教授, 慶應義塾大学名誉教授
 司
     神田道子
              東洋大学長
     小 島
           明
              日本経済新聞社常務取締役・論説主幹兼国際担当
 司
 司
     佐々木 誠 造
              青森市長
     住 田 裕 子
 司
              弁護士
     橘木俊韶
              京都大学経済研究所教授
 司
     原
         ひろ子
              放送大学教授、お茶の水女子大学名誉教授
 司
 司
     福原義春
              (株)資生堂会長
             (財)ソルト・サイエンス研究財団理事長
 司
     古 橋 源六郎
     師 岡 愛 美
              日本労働組合総連合会副会長
 司
     山 口 みつ子 (財)市川房枝記念会常務理事
 司
```

参考資料 4 男女共同参画推進本部の設置について

「平成6年7月12日 閣議決定 平成10年12月15日 一部改正 平成12年12月26日 一部改正

- 1 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、内閣に男女共同参画推進本部(以下「本部」という。)を置く。
- 2 本部の構成は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

本 部 長 内閣総理大臣

副本部長 内閣官房長官

本 部 員 特命担当大臣

国家公安委員会委員長

防衛庁長官

総務大臣

法務大臣

外務大臣

財務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

環境大臣

3 本部の会議について、本部員を補佐するとともに、関係行政機関においてその所掌に係る男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について所要の調整の事務を担当させるため、本部に男女共同参画担当官(以下「担当官」という。)を置く。

担当官は、関係行政機関の職員で本部長の指名した官職にある者とする。

- 4 関係行政機関相互間の機動的な連携を図るため、本部に男女共同参画担当官会議を設置する。
- 5 本部の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣府において処理する。
- 6 前各項に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。
- 7 昭和50年9月23日の閣議決定に基づき総理府に設置された婦人問題企画推進本部は廃止する。

参考資料 5 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約の締約国は,

国際連合憲章が基本的人権,人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し.

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し.

国際連合及び専門機関の主権の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを 憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享 受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト, あらゆる形態の人種主義, 人種差別, 植民地主義, 新植民地主義, 侵略, 外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し,

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかんを問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展,世界の福祉及び理想とする平和は,あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し.

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献,母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し,また,出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく,子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し,

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して.

次のとおり協定した。

第1条

この条約の適用上,「女子に対する差別」とは,性に基づく区別,排除又は制限であつて,政治的,経済的, 社会的,文化的,市民的その他のいかなる分野においても,女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が 男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し,享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は 目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。)をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従つて 行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律,規則,慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置(この条約に規定する措置を含む。)をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における 男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考 慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置(立法

を含む。)をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有す る権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公 務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、 外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を 妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導,修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は,就学前教育,普通教育,技術教育,専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程,同一の試験,同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を,この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより,また,特に,教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画 (成人向けの及び実用的な識字計画を含む。) 特に, 男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む。) を享受する機会

第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野に おける女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。) についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利,昇進,雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬 (手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価 に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障(特に,退職,失業,傷病,障害,老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての 権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。) についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助 的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、 必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び 社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を 受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をと

- るものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報,カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け,流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件(特に,住居,衛生,電力及び水の供給,運輸並びに通信に関する条件)を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する 同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等 の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書(種類のいかんを問わない。)を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当 な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかいないかを問わない。)としての同一の権利及び責任。 あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもつて決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能に する情報、教育及び手段を享受する同一の権利
- (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利 及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)
- (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分すること に関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻 の登録を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。)がとられなければならない。

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後は23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たつては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月後を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿(これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。)を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもつて定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもつて委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員 の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長により くじ引きで選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従つて行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなつた場合には、その空席 を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとつた立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
- (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
- (b) その後は少なくとも4年ごと,更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1 委員会は,手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であつて男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を 及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとること を約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。

3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によつて解決されないものは、いずれの紛争当事 国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に 達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従つて国際司法裁判所に紛争を付託するこ とができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

参考資料 6 男女共同参画推進連携会議の開催について

「平成8年8月6日 内閣官房長官(女性問題担当)決定 平成13年1月6日 一部改正

- 1 男女共同参画社会づくりに関し広く各界各層との情報及び意見の交換並びにその他の必要な連携を図り、もって男女共同参画社会づくりに向けての国民的な取組を推進するため、「男女共同参画推進連携会議」(以下「会議」という。)を開催する。
- 2 会議は、内閣官房長官(男女共同参画担当大臣)が依頼する各界各層の有識者をもって構成する。
- 3 会議には、議長及び副議長を置き、議長及び副議長は、会議を構成する者により互選されるものとする。
- 4 会議の庶務は、男女共同参画局総務課において処理する。
- 5 その他の会議の運営に関し必要な事項は議長が定める。

男女共同参画推進連携会議 (えがりてネットワーク) 名簿 (平成13年3月現在)

(79名·50音順)

(有識者)

石 原 信 雄 働地方自治研究機構理事長 前内閣官房副長官

猪 口 邦 子 上智大学教授

金 平 輝 子 元東京都副知事

小 泉 清 子 (株)鈴乃屋会長

佐藤洋子 (財)東京女性財団理事長

中村道子国連NGO国内婦人委員会委員長

西 川 潤 早稲田大学教授

野 田 愛 子 弁護士 元札幌高等裁判所長官

林 陽子 弁護士

深 尾 凱 子 埼玉短期大学教授 豊島区立男女平等推進センター所長

藤原房子側日本女子社会教育会理事長

三 隅 佳 子 北九州市立女性センター所長

宮 崎 勇 ㈱大和総研特別顧問 元経済企画庁長官

(団体推薦)

働あしたの日本を創る協会 常任理事	勝	部	三枝子
(社)ガールスカウト日本連盟 事務局長	松	本	泰子
(社経済団体連合会 社会本部企業・社会グループ長	伊	藤	一 秀
(社経済同友会 常務理事	岡	部	好 夫
公立大学協会 (東京都立大学助教授)	江	原	由美子
国際協力事業団・青年海外協力隊 事務局長	金	子	洋 三
国際ソロプチミストアメリカ 前日本東リジョン経済的社会的開発委員長	市	橋	静 枝
(社国際婦人教育振興会 事務局長	矢	崎	美恵子
国際ロータリー(第2750地区)理事	丸	Щ	宏
国立大学協会 (お茶の水女子大学長)	本	田	和 子
J A 全国女性組織協議会 事務局員	野		洋 子
主婦連合会 専門委員	富	野	七子

人民游牧村上刘惠妙执護人 南教卫李优龙	4-4-	1.	小 扫
全国漁協婦人部連絡協議会事務局責任者	村	上	治視
全国更生保護婦人連盟 副会長 全国高等学校長協会 全国普通科高等学校長会事務局長	桝川	野端	文 子 春 生
(社)全国高等学校PTA連合会 理事	金	入上	明義
全国公立短期大学協会 (神奈川県立栄養短期大学学長)	鈴	木土	忠 義
全国国公立幼稚園長会事務局長	大	木	英雄
全国市長会 総務部長	礒	部	義 正
(社福)全国社会福祉協議会 常務理事	松	尾	武昌
全国女性税理士連盟 東日本支部副支部長	飯	塚	やよひ
全国人権擁護委員連合会 理事	野	中	邦子
全国地域婦人団体連絡協議会 事務局長	松	下	直子
全国知事会 調査第一部長	石	上	卓
全国町村会総務部長	Ш	崎	和 夫
全国都道府県教育委員会連合会 事務局長	桑	谷	和 男
全国婦人相談員連絡協議会 婦人相談員	北	Щ	信 子
))全国防犯協会連合会 専務理事	中	野	公 義
(社)全国保護司連盟 常務理事	宮	野	修
全国幼稚園教育研究協議会 事務局長	前	田	美知子
全国林業研究グループ連絡協議会 女性会議副代表	高	村	幸子
全国連合小学校長会 理事	荒	木	喜久子
全日本私立幼稚園連合会 会長	\equiv	浦	貞 子
全日本中学校長会 教育研究部長	岩	谷	榮 子
(社)大学婦人協会 会長	Ш	本	和 代
(社)テレコムサービス協会 事務局長	久利	扣野	泰久
(社)日本看護協会 第2副会長	井	部	俊 子
(財)日本キリスト教女子青年会 副会長	金	剛	静 慧
(財)日本キリスト教婦人矯風会 副会長	高	橋	喜久江
日本経営者団体連盟 政策委員	安	西	邦 夫
(社)日本ケーブルテレビ連盟 理事長代行・専務理事	清	水	卓
(社)日本広告業協会 専務理事	大	畠	邦 彦
(社)日本雑誌協会 専務理事	乾		源 哉
(社)日本女医会 理事	松	井	ひろみ
日本商工会議所・全国商工会議所女性会連合会副会長	尾	﨑	公 子
日本女性薬剤師会 副会長	塩	Ш	昭 子
(社)日本書籍出版協会 専務理事	五.	味	俊 和
日本女性科学者の会 会長	鈴	木	益 子
日本女性法律家協会 前会長	横	溝	正 子
日本私立大学団体連合会(日本女子大学理事長 大学長)	宮	本	美沙子
日本私立短期大学協会 副会長	関		富左
(社)日本新聞協会 総務部長	今	田	昭
日本生活協同組合連合会 理事	渡	辺	光代
日本青年団協議会 社会女性部長	小	Л	里津子
	-		

日本汎太平洋東南アジア婦人協会 会長 バッケス 幸子 日本ヒーブ協議会 第22期会長 片岡まり 日本BPW連合会 前会長 平 松 昌 子 (社)日本PTA全国協議会 事務局長 坂 内 和 子 日本婦人有権者同盟 副会長 大 槻 勲 子 日本弁護士連合会 両性の平等に関する委員会委員 富 岡 恵美子 日本放送協会 労務・人事室 [人事] 部長 成 田 千代治 (社)日本民間放送連盟 事務局次長 忠 久 森 日本労働組合総連合会 中央執行委員 増 田 滋 (社)ニュービジネス協議会 専務理事 稲 田 実 也 婦人国際平和自由連盟日本支部 会長 杉 森 長 子 (財)ボーイスカウト日本連盟 常務理事 上 島 真一郎

参考資料 7 男女共同参画·女性関係法令一覧

成立年月日 公布年月日 施行年月日	法 令	名	内	容
12. 3.24成立	介護労働者の雇	用管理の	介護分野における労働力の確保	と良好な雇用機会の創出の支援
12. 3.31公布	改善等に関する法	律の一部	を図ることとした。	
12. 4. 1施行	を改正する法律(平成12年		
	法律第12号)			
12. 5.12成立	刑事訴訟法及び	検察審査	刑事手続において,犯罪被害者へ	
12. 5.19公布	会法の一部を改正		一層の保護を図るため、①証人尋問	
12. 6. 8施行	(平成12年法律第2	74号)	尋問の際の証人の遮へい, ③いわい	
12.11. 1施行			人尋問及びその状況を記録した記録	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
13. 6. 1施行			訴期間の撤廃,⑤被害者等による,	心情その他の意見の陳述などの
	And the state of the state of	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	措置を定めた。	
12. 5.12成立	犯罪被害者等の		被害者等の心情を考慮し、かつ、	
12. 5.19公布	るための刑事手続		の措置として、①公判手続の傍聴	, -
12.11. 1施行	る措置に関する法	年(半放	③民事上の争いについての刑事訴	訟手続における和解を定めた。
19 5 19時去	12年法律第75号) ストーカー行為	空の担生!	ストーカー行為等を行う者に対 ⁻	ナフ「敬先」「林正会会」笠の
12. 5.18成立 12. 5.24公布	等に関する法律(イトーガー打為寺を打り名に対 行政上の措置、検挙措置、被害者じ	
12. 11. 24施行	法律第81号)	十八八十	の措置並びに国、地方公共団体、	
12.11.24/吨门	公年初01万)		支援等について規定	対 が 手 木 石 及 し 地 残 山 込 に よ る
12.11.29成立	 人権教育及び人	権啓発の	人権教育及び人権啓発に関する力	施策の推進について 国 地方
12.12.6公布	推進に関する法律		公共団体及び国民の責務を明らかり	
12.12.6施行	年法律第147号)	(/9412	定めたもの。	1-7 0 0 0 0 1-1, 25 0 1 m E C
11. 7. 8成立	内閣府設置法(平成11年	1 内閣府の任務として, 男女共	司参画社会の形成の促進を図る
11. 7.16公布	法律第89号)		ことが位置付けられた。	
13. 1. 6施行			2 内閣府に,男女共同参画会議:	を置くこととされた。
11. 7. 8成立	中央省庁等改革	のための	男女共同参画社会基本法の一部	を改正し、男女共同参画会議の
11. 7.16公布	国の行政組織関係	法律の整	設置及び所掌事務等を定めた。	
13. 1. 6施行	備等に関する法律	(平成11		
	年法律第102号)			
11.12.14成立	独立行政法人国		従来の国立婦人教育会館を独立	
11.12.22公布	育会館法(平成1	1年法律	の「婦人教育」を「女性教育」に	置き換えた。
13. 1. 6施行	168号)			

参考資料 8 男女共同参画に関する行政関係年表

年月日	王	0	動	き	年	月日	国際機関、民間団体等の動き
12. 4. 1	女性少年室/ 室に改組(労働		労働局に統合	され雇用均等			
$12. \ 4.10$ $\sim \ 4.17$	平成12年「対	女性週間」(労働省)				
12. 4.18	「パートター公表 (労働省)	イム労働に値	系る雇用管	理研究会報告」			
12. 4.24	平成12年「対	女性週間」全	全国会議を開	月催 (労働省)			
12. 5	「女性に対す 等)	する暴力をな	くす運動」	実施(総理府			
12. 5.26	関する年次報告	告」及び「平 共同参画社 <i>会</i>	区成12年度に 会の形成の仮	足進に関する施	12.	5.25	国連総会において「児童売買・ 児童買春及び児童ポルノに関する 児童の権利に関する条約選択議定 書」(仮称)採択(ニューヨーク) (外務省)
12. 6. 1	第15回「男女	女雇用機会均	的等月間」(労働省)	12.	6. 5	国連特別総会 「女性2000年会
~ 6.30					~	6.10	議」開催(ニューヨーク)(外務 省)
12. 6.14	「在宅ワー ン」策定(労働		実施のため	のガイドライ		6. 12 6. 30	第23回女子差別撤廃委員会開催 (ニューヨーク) (外務省)
12. 6.21	「放送分野! に関する調査研			アリテラシー î)			
12. 7	「女性のラクのあり方に関す			ご対応した年金 E省)			
12. 7.14	「男女雇用様	幾会均等基本	×方針」策定	ミ (労働省)			
12. 7.25	「教師のため	めの男女共同	『参画セミナ	ーー」開催(国			
\sim 7.27	立婦人教育会館						
12. 7.31	男女共同参照基本的方策につ			暴力に関する			
12. 8. 3				ーラム」開催			
~ 8. 6	(国立婦人教育						
12. 8. 8	男女共同参照 する関係省庁記			けする暴力に関			
12. 8.15		画推進本部	「国の審議会	(等における女			
12. 8				6定(警視庁)			
12. 9.26	男女共同参画に当たっての		_	国基本計画策定 紀の最重要課			
	題-」答申(約						
12.10. 6	「男女共同? 開催(総理府)		くりに向け、	ての全国会議」	12.	10.12	「第22回 J A全国大会」において「女性・担い手の J A経営への参画の促進」を決議, 具体的な参画目標を設定

年月日	玉	0)	動	ŧ	年月日	国際機関、民間団体等の動き
12. 11. 10 ~ 11. 12	「ヌエック・ 人教育会館) (ご		アバル2000」	開催(国立婦	12.11.1	5 国連総会において,国際組織犯 罪条約(仮称)及びいわゆる「人
12.11.27	「女性に対す (総理府)	る暴力に関	貫するシンオ	ポジウム」開催		の密輸」議定書を採択(ニュー ヨーク)(外務省)
12.11.28	人権擁護推進 関する中間取り			をの在り方」に		
12.12. 7	「林政改革大	網」策定	(農林水産省	î)		
12.12.12	「男女共同参	画基本計画	可」閣議決定	ミ (総理府)		
12.12.26	男女共同参画	i推進本部	「男女共同参	診画週間につい		
	て」決定					
13. 1. 6	中央省庁等再	編に伴い,	内閣府に男	月女共同参画会		
	議及び男女共同	参画局を記	设置(内閣席	手)		
13. 1.23	男女共同参画	可会議初会	合,「仕事と	子育ての両立	13. 1.1	5 第24回女子差別撤廃委員会開催
	支援策に関する	専門調査会	:」設置(内	可閣府)	\sim 2.	2 (ニューヨーク)(外務省)
					13. 3.	2 「第14回農山漁村の女性の日記 念行事」を開催(農林水産業関係 の8つの女性団体の主催)
13. 3.19	「農林水産業	・農山漁村	けにおける少	>子化対策推進	13. 3.	6 第45回国連婦人の地位委員会開
	ビジョン」都道	原県知事,	農林水産関	関係団体の長等	~ 3.1	7 催(ニューヨーク)(外務省)
	に通知(農林水	達省)				
13. 3.29	「平成12年版	働く女性の	実情」を公	表(厚生労働		
	省)					

参考資料 9 主な男女共同参画関係調査一覧

調	査	名	調査実施 年 月 日	調 査 対 象 資料作 発表年	
(内閣府関係))				
男女共同参画	社会に関する世	世論調査	9年9月	全国20歳以上の者5,000人 10年1	月
男女共同参画	社会に関する世	世論調査	12年2月	全国20歳以上の者5,000人 12年 5	月
男女共同参画	社会に関する世	世論調査-男性	12年9月	全国20歳以上の者5,000人 12年12	2月
のライフスタ	イルを中心とし	レ てー			
男女共同参画 ト	社会に関する存	育識者アンケー	10年9月	全国の有識者等3,000人 10年10)月
人権擁護に関	する世論調査		9年7月	全国20歳以上の者3,000人 9年10)月
平成9年度国	民生活選好度訓	開査 (女性のラ	9年5~	全国20歳以上59歳以下の男女 10年2	月
イフスタイル	をめぐる国民意	意識-勤労,家	6月		
庭,教育)					
無償労働の貨	幣評価について		56年	当該年の家事等の無償労働を貨幣評価(15 10年 5	月
			61年	歳以上の全人口を対象に推計)	
			3年		
A =# 1 /F == 1 = 1	10 l. o d Whbo		8年	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	ы
介護と保育に	関する生活時間	旬の分析結果	8年	ふだん高齢者介護,又は幼児保育を行って 11年6	月
男女間におけ	7 显力に関する	7 捆木	11年9~	いると考えられる世帯等を対象に分析 全国20歳以上の男女4,500人 12年2	Ħ
男女间にわけ.	る泰力に関する	D inf inf	10月	全国20歳以上の男女4,500人 12年2	月
(46 7k 40 HH 175)			10/1		
(総務省関係)		1 。 の 拉魚山	10年 0 日	八大人兴长? 4 左中耳152 亦归苯基 10左 7	п
況に関するア		-ムへの接触状	12年3月	公立小学校3・4年生及びその保護者 12年7	月
(文部科学省		N SIST of the Associated of the			
女性及び家庭	教育に関する写	产 智事例調金	8年2~	女性及び家庭教育に関する学級・講座・講 9年12	2月
→ M + 1. → 18 / 15	(* la) l. 7 / .b/l. 2	と用まり口を の	3月	演会などの学習に関連した事業	п
	における女性与	学関連科目等の	9年4~	大学・短期大学等の高等教育機関におい 11年3	月
調査			6月	て、女性学又は女性学の視点を取り入れた	
(巨正兴年)	ヨ 目 ぼ \			科目(講座)を開講している研究者 	
(厚生労働省)			00 5 11 11		\
母体保護統計	報 告		23年以降	各都道府県)月
立代 0 左岸 1	口動能打入四	(凌冨細木 /山	毎年実施	7年11日 10日)でルナルよフ /細木叶)でよ 0 ケ11	ı F
	口凱思性会経	済面調査(出	8年6月	7年11月,12月に生まれた子(調査時に生 8年11 存)の母親	. 月
生) 工成の年度人	口動能社会奴	済面調査(離	9年10月	仔) の母親 9年6月1~30日までの間に親権を行う子 10年1	日
一 平成 9 平度 八 婚)	口则忠任云程	(月川明年) (雅	9 平10月	9年6月1~30日までの同に親権を行う子 10年1 供を有して,協議離婚した者	Л
第11回出生動	白基本調		9年6月		
・夫婦調査	· 1/33/ 1 - Hull TT		0 1 0 /1	 妻の年齢50歳未満の夫婦 10年10)月
・独身者調査				18歳から49歳の独身男女 11年1	
女子雇用管理	基本調査 8年		8年7月	全国の9大産業に属する5人以上規模の約 9年8	
				10,000事業所	
I			I		

調査名	調査実施 年 月 日	調査対象	資料作成 発表年月
女子雇用管理基本調查 9年度	9年8月	全国の9大産業に属する5人以上規模の約10,000事業所	10年8月
女性雇用管理基本調査 10年度	11年1月	全国の9大産業に属する30人以上規模の約 7,000社	11年11月
女性雇用管理基本調査 11年度	11年10月	全国の9大産業に属する5人以上規模の約10,000事業所	12年12月
家内労働実態調査	毎年10月	一定の方法により抽出した全国の委託者及 び家内労働者	毎年5月
平成7年パートタイム労働者総合実態調査	7年10月	全国の9大産業に属する5人以上規模の事業所約13,000及び上記事業所に雇用されているパートタイム労働者約300,000	8年10月
(農林水産省関係)			
農業経営体の発展とその要因に関する調査	10年1~	全国の農家世帯706戸からの1,412人の農業	10年3月
研究-女性農業者の経営・社会参画の現状 と今後の動向に関する調査研究-	3月	従事者(60歳未満の夫婦)	
農村女性の意識調査	10年9月	農村女性3,000人	10年12月
女子大生の農業・農村に対する意識調査	10年10月	都市在住の女子大生	10年12月
漁村における女性の意識調査	10年	北海道,秋田,岩手,神奈川,石川,愛知,山口,福岡,長崎,鹿児島の10道県に居住する女性	10年12月
平成10年度農業構造動態調査 中山間農家就業構造等調査報告-女性の基 幹的農業従事者がいる世帯-	10年10月	女性の基幹的農業従事者	11年12月
女性農業者の地位向上に関する実態調査	11年11月	販売農家の女性の農業従事者(おおむね60 歳未満の女性農業者約3,000人)	12年4月
2000年世界農林業センサス農家調査 (うち 家族経営協定の締結数)	12年2月	販売農家	12年11月
農村における男女共同参画に関する意向調 査 (国土交通省関係)	12年10月	自営農業に年間150日以上従事している65 歳未満の女性と自営農業に従事しているそ の配偶者	13年2月
平成8年度地域間交流の推進のための施策等のあり方に関する調査	8年12~9年3月	農村地域の女性・高齢者による食品加工活動に取り組む団体及びこれらの活動に関心のある都市部消費者団体	9年3月

注:平成8年度以降に公表されたものについて掲載している。

参考資料10 都道府県及び指定都市における女性に関する施策の推進状況一覧

県 名	部(局)課(室)名	行政連絡会議	懇 話 会 等	行 動 計 画	策定等年月
北海道	環境生活部男女共 同参画推進室	北海道男女共同参 画推進本部	北海道男女共同参 画審議会	北海道男女共同参 画プラン	9.3
青森県	環境生活部男女共 同参画課	青森県男女共同参 画推進連絡会議	青森県男女共同参 画懇話会	あおもり男女共同 参画プラン21	12. 1
岩手県	生活環境部青少年 女性課	岩手県男女共同参 画推進連絡会議	女性施策懇話会	いわて男女共同参 画プラン	12. 3
宮城県	環境生活部男女共 同参画推進課	男女共同参画施策 推進本部	男女共同参画推進 委員会	みやぎ男女共同参 画推進プラン	10. 3
秋田県	生活環境文化部県 民文化政策課男女 共同参画室	男女共同参画行政 推進連絡会議	男女共同参画推進懇話会	秋田県男女共同参 画推進計画	13. 3
山形県	文化環境部県民生 活女性課男女共同 参画室	男女共同参画推進本部	山形県男女共同参 画推進懇話会	山形県男女共同参 画計画	13. 3
福島県	生活環境部県民生 活課人権・男女共 同参画グループ	女性行政連絡会議	女性問題企画推進 会議	ふくしま男女共同 参画プラン	13. 2
茨 城 県	知事公室女性青少 年課	男女共同参画推進 本部	茨城県男女共同参 画審議会	いばらきハーモ ニープラン	8. 2
栃木県	生活環境部女性青 少年課	男女共同参画推進 本部	男女共同参画懇話 会	とちぎ男女共同参 画プラン	13. 3
群馬県	環境生活部県民生 活課男女共同参画 室	男女共同参画推進本部	男女共同参画推進 委員会	ぐんま男女共同参 画プラン	13. 3
埼玉県	総務部男女共同参 画課	男女共同参画推進 会議	男女共同参画審議会	2001彩の国男女共 同参画プログラム	7.12
千葉県	企画部男女共同参 画課	千葉県男女共同参 画推進本部	千葉県男女共同参 画推進懇話会	千葉県男女共同参 画計画	13. 3
東京都	生活文化局女性青 少年部男女平等参 画課	男女平等参画推進会議	男女平等参画審議会	男女平等推進のた めの東京都行動計 画「男女が平等に 参画するまち東京 プラン」	10. 3
神奈川県	県民部人権男女共 同参画課	人権男女共同参画 施策推進会議	女性問題協議会	かながわ女性プラ ン21	9.2
新 潟 県	環境生活部女性政 策課	女性政策推進連絡 会議	女性問題協議会	新潟・新しい波 男女平等推進プラ ン	13. 3
富山県	生活環境部女性青 少年課男女共同参 画班	男女共同参画推進会議	男女共同参画審議会	とやま男女共同参 画プラン	9.4

県 名	部(局)課(室)名	行政連絡会議	懇 話 会 等	行動計画	策定等年月
石川県	県民文化局女性青 少年課男女共同参 画推進室	女性行政庁内連絡 会議	女性ビジョン懇話 会	いしかわ男女共同 参画プラン2001	13. 3
福井県	県民生活部青少年 女性課男女共同参 画室	男女共同参画行政 連絡協議会	男女共同参画推進 連携会議	ふくい男女共同参 画プラン	10. 3
山梨県	企画部県民室青少 年女性課女性政策 室	男女共同参画推進 本部	第 2 期 やまな し ヒューマンプラン 21推進懇話会	第2期やまなし ヒューマンプラン 21	10. 2
長野県	社会部男女共同参画課	男女共同参画推進 本部	男女共同参画推進 委員会	長野県男女共同参画計画「パートナーシップながの21」	13. 2
岐阜県	地域県民部男女共 同参画課	男女共同参画社会 づくり推進本部	女性の世紀21委員 会	ぎふ男女共同参画 プラン	11. 3
静岡県	生活·文化部男女 共同参画室	男女が共に創るし ずおか行政推進会 議	男女が共に創るし ずおか推進懇話会	男女が共に創るし ずおかプラン	8.3
愛知県	県民生活部社会活 動推進課男女共同 参画室	男女共同参画行政 推進会議	男女共同参画懇話 会	愛知県男女共同参 画計画	13. 3
三重県	生活部生活課男女 共同参画室	男女共同参画推進 会議	男女共同参画審議 会	みえの男女共同参 画プランーアイリ ス21-	7.8
滋賀県	企画県民部 男女共同参画課	男女共同参画推進 本部	男女共同参画懇話会	滋賀県男女共同参 画推進計画「パー トナーしが2010プ ラン」	10. 8
京都府	府民労働部女性政 策課	女性政策推進本部	女性政策推進專門 家会議	京都府男女共同参画計画「新KYOのあけぼのプラン」	13. 4
大阪府	生活文化部男女共同参画課	男女共同参画推進本部	男女協働社会づくり審議会	男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画(改定)~新女と男のジャンプ・プラン~	9.3
兵 庫 県	県民生活部こころ 豊かな人づくり推 進課男女共同参画 推進室	男女共同参画施策 推進連絡会議	女性施策推進委員 会	兵庫県男女共同参 画計画-ひょうご 男女共同参画プラ ン21-	13. 3
奈 良 県	生活環境部男女共同参画課	男女共同参画推進 本部	女性問題懇話会	奈良県女性行動計 画 (第二期)「な ら女性プラン21」	9.2
和歌山県	環境生活部共生推 進局男女共生社会 推進課	男女共生社会づくり連絡会議	男女共生社会づくり協議会	和歌山県男女共生社会づくりプラン	12. 3

県 名	部(局)課(室)名	行政連絡会議	懇 話 会 等	行 動 計 画	策定等年月
鳥取県	生活環境部男女共 同参画推進課	男女共同参画行政 推進会議	男女共同参画審議 会	とっとり男女共同 参画計画	13. 6 (予定)
島根県	環境生活部県民課 男女共同参画室	女性行政庁内連絡会議	女性行政推進会議	島根県男女共同参 画計画「しまね パートナープラン 21」	13. 2
岡山県	生活環境部男女共 同参画課	男女共同参画推進 本部	男女共同参画推進 協議会	おかやまウィズプ ラン21	13. 3
広島県	環境生活部青少年 女性課	広島県男女共同参 画推進本部	広島県男女共同参 画懇話会	広島県男女共同参 画プラン	10. 3
山口県	環境生活部男女共 同参画課	やまぐち男女共同 参画プラン推進本 部	山口県男女共同参 画審議会	やまぐち男女共同 参画プラン	10. 3
徳 島 県	県民環境部男女共 同参画推進チーム	徳島県男女共同参 画推進本部	女性対策協議会	徳島県女性総合計画(女と男(ひと とひと)輝くとく しまプラン)	9.3
香川県	生活環境部青少年 女性課男女共同参 画推進室	男女共同参画推進 本部	男女共同参画推進 委員会	香川県男女共同参 画計画(仮称)	13. 9 (予定)
愛媛県	県民環境部男女共 同参画局参画推進 課	男女共同参画推進本部	男女共同参画会議	愛媛県男女共同参 画計画	13. 5 (予定)
高知県	文化環境部生活女性課	男女共同参画推進 本部	こうち男女平等推 進懇話会	(新計画策定中)	
福岡県	生活労働部男女共 同参画課	女性行政推進会議	男女共同参画社会づくり検討委員会	福岡県男女共同参 画プラン(第3次 行動計画)	8. 3
佐 賀 県	企画県民部県民生 活課男女共同参画 室	男女共同参画推進会議	男女共同参画推進 審議会	佐賀県男女共同参 画基本計画	13. 3
長崎県	県民生活環境部男 女共同参画室	男女共同参画推進 本部	男女共同参画懇話 会	長崎県男女共同参 画計画	12. 3
熊本県	環境生活部男女共 同参画課	男女共同参画社会推進会議	男女共同参画社会推進懇話会	熊本県男女共同参 画計画 「ハーモ ニープランくまも と21」	13. 3
大分県	生活環境部女性青 少年課	男女共同参画推進 本部	男女共同参画懇話 会	おおいた男女共同 参画プラン	13. 3
宮崎県	生活環境部女性青 少年課	男女共同参画推進 会議	男女共同参画推進 懇話会	ひむか女性プラン	9.2
鹿児島県	環境生活部青少年 女性課男女共同参 画室	男女共同参画推進本部	かごしまハーモ ニープラン推進懇 話会	かごしまハーモニープラン	11. 3
沖縄県	総務部知事公室男 女共同参画室	男女共同参画行政 推進本部	女性問題懇話会	男女共同参画社会 の実現をめざす沖 縄県行動計画 ~DEIGO プラン 21~	5.3 (10.3改定)

市名	部(局)課(室)名	行政連絡会議	懇 話 会 等	行 動 計 画	策定等年月
札幌市	市民局生活文化部 男女共同参画推進 室男女共同参画課	男女共同参画行政 推進会議	男女共同参画推進 懇話会	男女の共同参画型 社会を目指すさっ ぽろ計画 (第2次 女性計画)	6.3
仙台市	市民局生活文化部 男女共同参画課	男女共同参画推進 本部	ジェンダーフリー 推進協議会	男女共同参画せん だいプラン	10. 3
千葉 市	市民局生活文化部男女共同参画課	千葉市男女共同参 画推進協議会	千葉市男女共同参 画懇話会	ちば男女共同参画 計画・ハーモニー プラン21	13. 3
川崎市	市民局人権・男女 共同参画室	人権・男女共同参 画推進連絡会議	男女平等推進協議会	川崎市新女性行動 計画「かわさき男 女平等推進プラ ン」	6.12
横浜市	市民局男女共同参 画推進室	男女共同参画推進 会議	男女共同参画社会 推進協議会	ゆめはま男女共同 参画プラン	11. 3
名古屋市	総務局総合調整部 男女共同参画推進 室	男女共同参画推進 協議会	男女共同参画懇話会	男女共同参画プランなごや	7.3
京都市	文化市民局人権文 化推進部男女共同 参画推進課	男女共同参画推進会議	男女共同参画懇話会	第2次京都市女性 行動計画	9.3
大阪市	市民局市民生活推 進部男女共同参画 課	男女共同参画協議会	男女共同参画懇話会	大阪市男女共同参 画プラン	10. 3
神戸市	市民局生活文化部 男女共同参画課	男女共同参画推進 本部	男女共同参画懇話 会	こうべ男女共同参 画プラン21	10. 9
広島市	市民局振興課男女 共同参画室	男女共同参画推進 本部	男女共同参画推進 協議会	ひろしま21世紀男 女共同参画プラン	9.3
福岡市	市民局女性部女性企画課	男女共同参画推進協議会	男女共同参画推進懇話会	ふくおか男女共同 参画プラン第2次 実施計画(福岡市 男女共同参画計 画)	13. 2
北九州市	市民局女性行政推 進部	男女共同参画推進 本部	男女共同参画会議	北九州市男女共同 参画プラン	12. 4

参考資料11 女性のための総合的な施設一覧

自治体名	都道府県・指定都市の女性問題 担当部局が所管する,女性のた めの総合的な施設	郵 便 番 号	住所	電話番号
北海道	北海道立女性プラザ	060-0002	札幌市中央区北2条西7-1	011-251-6329
青森県	青森県男女共同参画センター (アピオあおもり)	030-0822	青森市中央3-7-1 (13年 6 月開館予定)	017-732-1010
秋田県	秋田県男女共同参画センター	010-0001	秋田市中通2-3-8	018-836-7853
山形県	山形県男女共同参画センター (チェリア)	990-0041	山形市緑町1-2-36遊学館内 2 F	023-629-7751
福島県	福島県男女共生センター (女と男の未来館)	964-0904	二本松市郭内1-196-1	0243-23-8301
栃木県	とちぎ女性センター (パルティ)	320-0071	宇都宮市野沢町4-1	028-665-7700
埼玉県	埼玉県女性センター (With youさいたま)		(14年4月開館予定)	
千葉県	千葉県女性センター	277-0882	柏市柏の葉4-3-1さわやかちば県民プ ラザ内	0471-40-8602
東京都	東京ウイメンズプラザ	150-0001	渋谷区神宮前5-53-67	03-5467-1711
神奈川県	かながわ女性センター	251-0036	藤沢市江ノ島1-11-1	0466-27-2111
新潟県	新潟県女性センター	950-0994	新潟市上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ 2F	025-281-5511
富山県	富山県県民共生センター (サンフォルテ)	930-0805	富山市湊入船町6-7	076-432-4500
石川県	石川県女性センター	920-0861	金沢市三社町1-44	076-234-1112
福井県	福井県生活学習館 (ユー・アイ ふくい)	918-8135	福井市下六条町14-1	0776-41-4200
山梨県	総合女性センター (ぴゅあ総合)	400-0862	甲府市朝気1-2-2	055-235-4171
	富士女性センター (ぴゅあ富士)	402-0052	都留市中央3-9-3	0554-45-1666
	峡南女性センター (ぴゅあ峡南)	409-2305	南巨摩郡南部町内船9353-2	05566-4-4777
長野県	長野県男女共同参画センター (あいとぴあ)	394-0033	岡谷市南宮東10019	0266-22-5781
岐阜県	県民ふれあい会館内男女共同参 画サロン	500-8384	岐阜県藪田南5-14-53	058-277-1111
静岡県	静岡県女性総合センター (あざれあ)	422-8063	静岡県馬淵1-17-1	054-250-8107
愛知県	愛知県女性総合センター (ウィルあいち)	461-0016	名古屋市東区上竪杉町1	052-962-2511
三重県	三重県男女共同参画センター (フレンテみえ)	514-0061	津市一身田上津部田1234	059-233-1130
滋賀県	滋賀県立女性センター	523-0891	近江八幡市鷹飼町80-4	0748-37-3751
京都府	京都府女性総合センター	601-8047	京都市南区新町通九条下ル京都府民総 合交流プラザ東館2F	075-692-3433
大阪府	大阪府立女性総合センター (ドーンセンター)	540-0008	大阪市中央区大手前1-3-49	06-6910-8500
兵庫県	兵庫県立女性センター (イーブン)	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリ スタルタワー8 F	078-360-8550

奈良県 奈良県女性センター 630-8216 奈良市東向南町6 0742-27-2300 和歌山県 夕へ(りょぶる) 有歌山県男女共同参画センター (よりん彩) 640-8319 和歌山市手平2-1-2 和歌山ビッグ愛砂「073-435-5245 073-435-5245 鳥根県 (まりん彩) 信息収得の大田参画権道センター (あすてらず) 680-0816 含吉市駄経寺町212-5 0858-23-3901 高根県 (カーマーウィスセンター) 700-0821 四川市中川下1-8-45NTTクレド同川 (おはたき) 086-235-3307 広島 (大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大	自治体名	都道府県・指定都市の女性問題 担当部局が所管する,女性のた めの総合的な施設	郵 便番 号	住 所	電話番号
お歌山県 ター(り いぶる) 680-816 名市取経寺町212-5 858-23-3901 848-4-5500 858-23-3901 848-4-5500 858-23-3901 848-4-5500 858-23-3901 848-4-5500 858-23-3901 848-4-5500 864-4-5500 864-4-5500 864-4-5500 864-4-5500 864-4-5500 864-4-5500 864-4-5500 864-4-5500 864-4-5500 864-4-5500 864-4-5-500 864-4-5500 864-4-5500 864-4-5-500 864-4-5-500 864-4-5-500 864-4-5-500 864-4-5-500 864-4-5-500 864-4-5-5-5-5-5-5-5-5-5-5-5-5-5-5-5-5-5-5	奈良県	奈良県女性センター	630-8216	奈良市東向南町6	0742-27-2300
高根県	和歌山県		640-8319	和歌山市手平2-1-2 和歌山ビッグ愛9F	073-435-5245
図山県 図山県男女共同参画番進センター	鳥取県		680-0816	倉吉市駄経寺町212-5	0858-23-3901
広島県	島根県		694-0064	大田市大田町大田イ236-4	08548-4-5500
(本) - ル広島) (ス) - の - の - の - の - の - の - の - の - の -	岡山県	岡山県男女共同参画推進セン ター (ウィズセンター)	700-0821		086-235-3307
震島県 (はばたき) 70-0631 認為市寺高本町百1-5 088-03-331 2 2 3 3 3 4 2 3 3 3 4 3 3 3 4 3 3 3 3 3	広島県		730-0043	広島市中区富士見町11-6	082-242-5262
高知県 こうち女性総合センター (ソーレ) 780-0935 高知市旭町3-115 088-873-9100 福岡県 福岡県女性総合センター 816-0804 春日市原町3-1-7 092-584-3739 佐賀県立女性センター 840-0815 佐賀市天神3-2-11 0952-26-0011 098-866-9090 担視県 (平成15年春開館予定)	徳島県		770-0831	徳島市寺島本町西1-5	088-655-3911
(ソーレ) 80-933 両知市通明3-115 908-873-9109 180-933 両知市通明3-115 909-584-3739 909-584-3739 62 位置県立女性センター 840-0815 位置市天神3-2-11 9952-26-0011 62 位置県立女性センター (平成15年春開館予定) (平成15年春開館予定) 7098-866-9090 101-621-5177 709-8866-9090 101-621-5177 709-8866-9090 101-621-5177 709-8866-9090 101-621-5177 709-8866-9090 101-621-5177 709-8866-9090 101-621-5177 709-8866-9090 709-	愛媛県	愛媛県女性総合センター	791-8014	松山市山越町450	089-926-1633
佐賀県 佐賀県立女性センター 840-0815 佐賀市天神3-2-11 0952-26-0011 19	高知県		780-0935	高知市旭町3-115	088-873-9100
度児島県	福岡県		816-0804	春日市原町3-1-7	092-584-3739
沖縄県	佐賀県		840-0815	佐賀市天神3-2-11	0952-26-0011
代表院	鹿児島県			(平成15年春開館予定)	
仙台市 エル・バーク仙台 980-8555 仙台市青葉区一番町4-11-1 022-268-8300 千葉市	沖縄県		900-0036	那覇市西3-11-1	098-866-9090
千葉市女性センター (ハーモニーブラザ) 260-0844 千葉市中央区千葉寺町638-1 043-209-8771 川崎市 (ホーランよこはま フォーラムよこはま フォーラムよこはま フォーラムよこはま フォーラムよこはま フォーラムよこはま フォーラムよこはま フォーラムよこはま フォーラムよこはま フォーラムよこはま フォーラムよこはま フォーラムよこはま フォーラムよこはま フォーラムよこはま フォーラント (ウィングス京都) 220-8113 横浜市西区みなとみらい2-2-1-1 ランド マークタワー13F 045-824-1133 京都市 (ウィングス京都) 604-8147 (ウィングス京都) 万部市中京区東洞院通六角下ル御射山 町75c2 075-212-7470 大阪市立男女共同参画センター 西部館 (クレオ大阪市) 大阪市立男女共同参画センター 南部館 (クレオ大阪東) 533-0023 大阪市立男女共同参画センター 南部館 (クレオ大阪東) 大阪市北花区西九条6-1-20 大阪市立男女共同参画センター 中央館 (クレオ大阪中央) 06-6460-7800 神戸市 中央館 (クレオ大阪中央) 536-0014 大阪市域東区鴫野西2-1-21 06-6965-1200 神戸市 (あすてっぷKOBE) 650-0016 神戸市中央区橋通3-4-3 078-361-6977 福岡市 (アミカス) 815-0083 福岡市南区高宮3-3-1 092-526-3755 北井州市立女性センター (アミカス) 803-0814 北井州市の合地区土毛町11-4 092-526-3753	札幌市	札幌市女性センター	060-0042	札幌市中央区大通西19	011-621-5177
大阪市立男女共同参画センター 大阪市立男女共同参画センター 南部館(クレオ大阪南)	仙台市	エル・パーク仙台	980-8555	仙台市青葉区一番町4-11-1	022-268-8300
横浜市 横浜女性フォーラム 244-0816 横浜市戸塚区上倉田町435-1 045-862-5050 フォーラムよこはま 220-8113 横浜市西区みなとみらい2-2-1-1 ランド 045-224-1133 京都市 文性総合センター 604-8147 京都市中京区東洞院通六角下ル御射山 075-212-7470 大阪市立男女共同参画センター お部館(クレオ大阪北) 533-0023 大阪市東淀川区東淡路1-4-21 06-6320-6300 大阪市立男女共同参画センター 西部館(クレオ大阪市) 554-0012 大阪市北花区西九条6-1-20 06-6460-7800 大阪市立男女共同参画センター 市部館(クレオ大阪南) 547-0026 大阪市平野区喜連西6-2-33 06-6705-1100 大阪市立男女共同参画センター 東部館(クレオ大阪東) 536-0014 大阪市城東区鳴野西2-1-21 06-6965-1200 大阪市立男女共同参画センター 中央館(クレオ大阪中央) (平成13年10月開館予定) (平成13年10月開館予定) 078-361-6977 福岡市 福岡市女性センター 815-0083 福岡市南区高宮3-3-1 092-526-3755 北土州市 北九州市立女性センター 803-0814 北土州市小会北区土手町11-4	千葉市		260-0844	千葉市中央区千葉寺町638-1	043-209-8771
フォーラムよこはま 220-8113 横浜市西区みなとみらい2-2-1-1 ランド 045-224-1133 京都市	川崎市		213-0001	川崎市高津区溝口2-20-1	044-813-0808
京都市	横浜市	横浜女性フォーラム	244-0816	横浜市戸塚区上倉田町435-1	045-862-5050
大阪市		フォーラムよこはま	220-8113		045-224-1133
北部館(クレオ大阪北) 533~0023 大阪市東浜川区東浜路1-4-21 00-6320-6300 大阪市立男女共同参画センター 西部館(クレオ大阪西) 554-0012 大阪市北花区西九条6-1-20 06-6460-7800 大阪市立男女共同参画センター 南部館(クレオ大阪南) 547-0026 大阪市平野区喜連西6-2-33 06-6705-1100 大阪市立男女共同参画センター 東部館(クレオ大阪東) 536-0014 大阪市城東区鴫野西2-1-21 06-6965-1200 大阪市立男女共同参画センター 中央館(クレオ大阪中央) (平成13年10月開館予定) 神戸市男女共同参画センター 中央館(クレオ大阪中央) 650-0016 神戸市中央区橋通3-4-3 078-361-6977 福岡市 福岡市女性センター	京都市		604-8147		075-212-7470
西部館(クレオ大阪西) 534-0012 大阪市近北区四九条6-1-20 06-6460-7800 大阪市立男女共同参画センター 南部館(クレオ大阪南) 547-0026 大阪市平野区喜連西6-2-33 06-6705-1100 大阪市立男女共同参画センター 東部館(クレオ大阪東) 536-0014 大阪市城東区鴫野西2-1-21 06-6965-1200 大阪市立男女共同参画センター 中央館(クレオ大阪中央) (平成13年10月開館予定) 神戸市男女共同参画センター (平成13年10月開館予定) 078-361-6977 福岡市 福岡市女性センター 815-0083 福岡市南区高宮3-3-1 092-526-3755 北九州市立女性センター 803-0814 北九州市立女性センター 803-0814 北九州市立女性センター 803-583-3930	大阪市	北部館 (クレオ大阪北)	533-0023	大阪市東淀川区東淡路1-4-21	06-6320-6300
南部館(クレオ大阪南) 547-0026 大阪市士宮と書建四0-2-33 06-6703-1100 大阪市立男女共同参画センター 東部館(クレオ大阪東) 536-0014 大阪市城東区鴫野西2-1-21 06-6965-1200 大阪市立男女共同参画センター 中央館(クレオ大阪中央) (平成13年10月開館予定) 神戸市男女共同参画センター (あすてっぷKOBE) 650-0016 神戸市中央区橋通3-4-3 078-361-6977 福岡市 本性センター (アミカス) 福岡市女性センター 815-0083 福岡市南区高宮3-3-1 092-526-3755 北九州市立女性センター 803-0814 北九州市立女性センター 803-581-3930 125-583-3930 12		西部館 (クレオ大阪西)	554-0012	大阪市此花区西九条6-1-20	06-6460-7800
東部館 (クレオ大阪東) 536-0014 大阪市城泉区鳴野西2-1-21 06-6903-1200 大阪市立男女共同参画センター中央館 (クレオ大阪中央) (平成13年10月開館予定) 神戸市男女共同参画センター(あすてっぷKOBE) 650-0016 神戸市中央区橋通3-4-3 078-361-6977 福岡市 福岡市女性センター(アミカス) 815-0083 福岡市南区高宮3-3-1 092-526-3755 北九州市立女性センター 803-0814 北九州市立女性センター 803-0814 北九州市立女性センター 003-583-3030		南部館 (クレオ大阪南)	547-0026	大阪市平野区喜連西6-2-33	06-6705-1100
中央館 (クレオ大阪中央) (平成13年10月開館予定) 神戸市 神戸市男女共同参画センター (あすてっぷKOBE) 650-0016 神戸市中央区橋通3-4-3 078-361-6977 福岡市 福岡市女性センター (アミカス) 815-0083 福岡市南区高宮3-3-1 092-526-3755 北九州市立女性センター 803-0814 北九州市立女性センター 803-0814 北九州市立女性センター 003-583-3030		東部館 (クレオ大阪東)	536-0014	大阪市城東区鴫野西2-1-21	06-6965-1200
福岡市				(平成13年10月開館予定)	
個画印	神戸市		650-0016	神戸市中央区橋通3-4-3	078-361-6977
	福岡市		815-0083	福岡市南区高宮3-3-1	092-526-3755
	北九州市	1 15 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	803-0814	北九州市小倉北区大手町11-4	093-583-3939

参考資料12 男女共同参画宣言都市一覧

	開催市	担 当 部 局	住所	通	·····································	先
	長野県	生涯学習部男女共同参	339-0738	TEL	0263-54-2705	
平	塩尻市	画課	長野県塩尻市大門7-4-3	FAX	0263-54-2705	
成	大阪府	総務人権局男女共同参	590-0078	TEL	0722-28-7408	
6	堺市	画推進課	大阪府堺市南瓦町3-1	FAX	0722-28-8070	
年	兵庫県	市民部同和人権推進室	665-0845	TEL	0797-86-4006	
度	宝塚市	女性施策課	兵庫県宝塚市栄町2-1-2 「ソリオ2」 4 F	FAX	0797-83-2424	
平	岩手県	総務部活力推進課女性	022-8501	TEL	0192-27-3111	(235)
成	大船渡市	施策推進室	岩手県大船渡市盛町字字都野沢15	FAX	0192-26-4477	
7	三重県	市民生活部市民交流課	514-8611	TEL	059-229-3103	
年	津市	女性行政室	三重県津市西丸之内23-1	FAX	059-229-3366	
度	熊本県	市民環境部人権啓発課	866-8601	TEL	0965-32-2650	
/X	八代市	男女共同参画推進室	熊本県八代市松江城町1-25	FAX	0965-32-8944	
77	青森県	市民文化部男女共同参	030-0801	TEL	017-776-8835	
平成	青森市	画課	青森県青森市新町1-3-7「アウガ」 5 F	FAX	017-776-8828	
8	茨城県	市長公室男女共同参画	310-0063	TEL	029-226-3161	
年	水戸市	推進室	茨城県水戸市五軒町1-2-12	FAX	029-226-3162	
度	東京都	文化児童部女性総合セ	190-0012	TEL	042-528-6801	
	立川市	ンター男女共生係	東京都立川市曙町2-36-2	FAX	042-528-6805	
	茨城県	総務部企画課女性行政	314-0422	TEL	0479-44-1111	(260)
平	波崎町	係	茨城県鹿島郡波崎町6530	FAX	0479-44-5134	
成	埼玉県	総務部女性政策課	347-8501	TEL	0480-62-1111	(296)
9	加須市		埼玉県加須市大字下三俣290	FAX	0480-62-1934	
年	東京都	企画総務部企画調整課	205-8601	TEL	042-555-1111	(314)
度	羽村市	男女共同参画担当	東京都羽村市緑ヶ丘5-2-1	FAX	042-554-2921	
/~	香川県	女性センター	760-0020	TEL	087-821-2611	
	高松市		香川県高松市錦町1-20-11	FAX	087-821-2661	
	宮城県	企画調整課女性政策係	989-1692	TEL	0224-55-2124	
	柴田町		宮城県柴田郡柴田町船岡中央2-3-45	FAX	0224-55-4172	
平	山形県	市民生活部女性青少年	990-8540	TEL	023-641-1212	(582)
成	山形市	課	山形県山形市旅篭2-3-25	FAX	023-641-1908	
10	埼玉県	政策推進部女性政策室	363-8501	TEL	048-786-3211	1217,1218)
年	桶川市		埼玉県桶川市泉1-3-28	FAX	048-786-9866	
度	東京都	区民生活部文化・交流	166-8570	TEL	03-3312-2111	(1566)
	杉並区	課	東京都杉並区阿佐ヶ谷南1-15-1	FAX	03-3312-2440	(122)
	東京都	企画部女性参画推進室	191-8686	TEL	042-585-1111	(429)
	日野市		東京都日野市神明1-12-1	FAX	042-581-2516	

	開催市	担当	当 部	局	住所			絡	先
	石川県	総務企画	i部男女	共生推	923-8650	,	TEL	0761-24-8043	
	小松市	進企画課	í		石川県小松市小馬出町91]	FAX	0761-21-3791	
	福井県	市長室男	女共同	参画室	910-8501	,	TEL	0776-20-5353	
平	福井市	・少子化	対策セ	ンター	福井県福井市大手3-10-1		FΑX	0776-20-5733	
成	滋賀県	企画部男	女共同	参画課	520-8575	,	TEL	077-528-2615	
10	大津市				滋賀県大津市御領町3-1		FΑX	077-523-0460	
年	山口県	総務部男	女共同	参画課	755-0033	,	TEL	0836-33-4004	
度	宇部市	男女共同	J参画係		山口県宇部市琴芝町1-2-5]	FΑX	0836-33-3958	
続					男女共同参画センター・フォー	-ユー			
<u>*</u>	福岡県	市民部女	性政策	課	816-0934	,	TEL	092-586-4030	
	大野城市				福岡県大野城市曙町2-3-1]	FAX	092-586-4031	
	沖縄県	総務部男	女共同	参画室	900-0016	,	TEL	098-861-7520	
	那覇市				沖縄県那覇市前島3-25-1]	FAX	098-862-0701	
	東京都	生活文化	:部女性	青少年	183-0034	,	TEL	042-351-4600	
	府中市	課女性セ	:ンター	係	東京都府中市住吉町1-84		FAX	042-351-4603	
					ステーザ府中中河原 4 F				
	山形県	企画情報	課女性	行政係	400-0395			055-283-1111	
平	櫛形町				山梨県中巨摩郡櫛形町小笠原3			055-283-1140	
成	静岡県	企画課女	性政策	係	437-1393			0537-48-1002	
11	大須賀町				静岡県小笠郡大須賀町西大渕10			0537-48-5996	
年	香川県	市民部生	活課		763-8501			0877-24-8807	
度	丸亀市				香川県丸亀市大手町2-3-1			0877-24-8832	
/~	長崎県	企画部男	女共同	参画室	850-0874			095-826-0018	
	長崎市				長崎県長崎市魚の町5-1		FAX	095-826-2244	
		A	Lul / = =1	In an am	長崎市女性センター				
	宮崎県	企画部女	(性行政	推進課	882-8686			0982-22-7056	
	延岡市	41. たチロ	LA ALTE	VV 지작 국田	宮崎県延岡市東本小路2-1			0982-21-0203	(405)
	福島県 二本松市	教育委員	会生涯	子賀課	964-8601			0243-23-1111	(425)
	,	A 正 初 田	1 /	A ====	福島県二本松市金色403-1			0243-22-3147	
	神奈川県 相模原市	企画部男	, 女共同	<u></u>	229-8611 神奈川県相模原市中央2-11-15			042-769-8205	
		かい マケ キロコレ	- /r/: T/ -P	ヨロマムかた				042-754-7990	
平	山梨県 都留市	総務部政 担当	【東形成	課政策	402-8501 山梨県都留市上谷1-1-1			0554-43-1111 0554-43-5049	
成			z ±17 1 4/c:	エム かた 古り					
12	岡山県 倉敷市	市民環境男女共同		以東部	710-8565 岡山県倉敷市西中新田640			086-426-3105 086-426-0990	
年				4日名					
度	愛媛県 新居浜市	市民環境画課	」	共門麥	792-8585 愛媛県新居浜市一宮町1-5-1			0897-65-1233 0897-65-1255	
			- JHI	シェルタ					(40E)
	佐賀県 伊万里市	総務部女 室	、注・又	儿以束	848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355-1			0955-23-2111 0955-23-6113	(483)
			- NH- TL- 公本:	≣ ⊞					
	鹿児島県 鹿児島市	企画部女	. 注以汞	本	892-8677 鹿児島県鹿児島市山下町11-1			099-216-1110 099-216-1108	
	此儿母川				此几两尔庇允每甲山下町11 ⁻ 1	-	1. \(\frac{1}{4}\)\(\frac{1}{4}\)	033 410-1108	

(3581) 0686

参考資料13 各府省男女共同参画推進本部主管課一覧

	府	,	省	部		(局)		課		名		電		話	番		号
	γŊ		Ħ	טם		(川)		巾木		石		代		表		直	通
内	閣	府	男 女	共	司	参	画	局	総	務	課	(5253)	2111	内83706		(3581)	5003
警	察	庁	長	官		官	房	総		務	課	(3581)	0141	内2137		_	
防	衛	庁 人	. 事	· 孝	文 言	 局	人	事	第	; =	課	(3268)	3111	内20681		(5229)	2146
金	融	庁	総	務	企	画	局	弁	窓	務	課	(3506)	6000	内3138		(3506)	6026
総	務	省	大	臣		官	房	企		画	課	(5253)	5111	内5158		(5253)	5158
法	務省	大丨	五 官	房 秘	書	課政	策	評	価	企 画	室	(3580)	4111	内2886		(3592)	7007
外	務省	総合タ	卜交 政	策局	国際	社会	協力] 部	人柞	崔人 道	課	(3580)	3311	内3928		(3581)	4995
財	務	省	大	臣	官	房	審	Ī	義	官	室	(3581)	4111	内5167		(3592)	1018
文	部科	学省	主 涯 🕯	学習 政	策)	司 男	女 共	同	参 画	了学 習	課	(3581)	4211	内3268		(3592)	1582
厚	生 労	働省	ì 雇 丿	用均	等 •	児:	童 家	庭	局	総 務	課	(5253)	1111	内7897		(3595)	2491
農	林	水産	省	経営	営 扂	女	性	•	勍	農	課	(3202)	8111	内4332		(3591)	5831
経	済 産	業	省 大	臣官	房	企 画	i 課	政	策	企 画	室	(3501)	1511	内2132		(3501)	0650
玉	土	交	通 省	総	合	政	策	局	政	策	課	(5253)	8111	内24223		(5253)	8256
環	境	省	総 合	環	境	政	策	局	総	務	課	(3581)	3351	内6216		(5521)	8227

(3581) 5311 内227

人 事 院 事 務 総 局 総 務 局 参 事 官

参考資料14 「男女共同参画基本計画」情報·相談窓口一覧

サービスの提供はどこに頼めば受けられる?

悩みごと・困りごとの相談はどこに訴えればよいのか?

このコーナーでは、「男女共同参画基本計画」で扱われている項目の中から、主に公の機関・団体による情報提供や相談が受けられる窓口を御紹介します。(電話の受付日時については個別にお確かめ下さい。また、代表的な電話番号のみ掲載している場合があります。)

情報・相談窓口、救済機関等(総論)

こんなときは	実施主体・窓口	連絡先
家庭内や隣近所のもめごとなど日常 生活の中で感じた人権上の問題につ	人権擁護委員(全国に約14,000 人配置)	最寄りの法務局等に問合わせを。
いて相談したいとき。	人権相談所(各法務局・地方法 務局・支局に常設)	(東京) 03-3214-6231 (内線2422) http://www.moj.go.jp/JINKEN/ jinken20.html [所在地一覧]
外国人に対する情報の提供、相談窓口等。	外国語による医療情報提供 (AMDA国際医療情報セン ター) 外国人のための人権相談所(法 務局等で曜日・時間を指定して 開催)	(東京)03-5285-8088 (英,西,中,韓,タイ,ポルトガル,ペルシャ,フィリピン),(大阪)06-6636-2333 (英,西,中,ポルトガル)(東京)03-3214-6231,(大阪)06-6942-1481,(神戸)078-392-1821,(名古屋)052-952-8111,(広島)082-228-5201,(福岡)092-725-9201,(高松)0878-37-5901,(松山)089-943-6688 http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html [所在地・開催日時一覧]
	外国語による通報、相談等	各都道府県警察本部の総合相談窓口
119番通報すべきか迷う場合,火事や事件に関する問合わせ等。	消防テレフォンサービス・災害 情報案内・消防案内	(東京消防庁)03-3212-2119 (毎日24時間)
女性に関する様々な問題(家庭,仕事,暴力被害,健康等)について相談したいとき。	各地方公共団体の女性センター	本書参考資料11参照(センターごと の具体的な扱い内容は個別に問合せ を。)
女性が働いていく上で出会う様々な 悩みや疑問について相談したいと き。	女性と仕事の未来館	03-5444-4155(総合相談専用) 03-5444-4151(代表) http://www.miraikan.go.jp/ soudan/
女性や家庭に関する情報を得たいとき。	独立行政法人国立女性教育会館 女性教育情報センター	0493-62-6711 (代表) http://www.nwec.go.jp
全省庁,独立行政法人,特殊法人及 び認可法人の業務,国の法定受託事 務に該当するもの,補助を受けて行	行政相談委員(全国に約5,000 人配置) 管区行政評価局・行政評価事務	管区行政評価局,行政評価事務所の 行政相談課に問合せを。 〔管区〕(北海道) 011-709-1100,

われている地方公共団体の業務等国 の行政全般にわたる苦情について相 談したい場合。	所の行政相談課(「行政苦情110番」)	(東北) 022-222-1100, (関東) 048-601-1100, (中部) 052-962-1100, (近畿) 06-042-1100, (中国四国) 082-222-1100, (四国) 087-862-1100, (九州) 092-473-1100, (沖縄) 098-867-1100 [行政相談] http://www.soumu.go.jp/
	総合行政相談所(札幌, 仙台, 東京, 名古屋, 大阪, 広島, 福 岡, 那覇のデパート等に設置)	kansatu/tizu.htm (札幌) 011-215-3585, (仙台) 022- 263-6201, (東京) 03-3987-0229, (名古屋) 052-263-1192, (大阪) 06-6241-5111, (広島) 082-223-6030, (福岡) 092-781-7830, (那覇) 098- 861-3794 http://www.soumu.go.jp/ kansatu/address.htm#sodan

いろいろな社会制度等について知りたい、相談したいときは?(総論)

こんなときは	情報提供・相談窓口	連	絡	先
税金について知りたい。	国税局(所)税務相談室(全国に151か所)	(東京)0	3-3821-9080	
	タックスアンサー (税務相談等 の自動回答システム)	(東京)0	3-3213-2222	
	タックスアンサー・ホームペー ジ	http://w	ww.taxanser.r	nta.go.jp
	都道府県又は市区町村の税務相 談			
	税理士会の無料税務相談(常 設) 全国婦人税理士連盟		上会連合会 1931に問合せを。 1878	
年金について知りたい。	社会保険庁/厚生労働省年金局 社会保険業務センター中央年金 相談室	03-5253-1 03-3334-3	111(代表)	
	各地域の社会保険事務所 各地域の年金相談サービスセン ター(来訪相談のみ)	最寄りの社	社会保険事務所に	問合せを。
	年金電話番 厚生年金基金連合会	(首都圏) 03-3597-0	03-3335-6666 661	
法律相談をしたい。	日本弁護士連合会 (財)法律扶助協会	03-3580-9	841 3-3581-6941	
		_	ww.moj.go.jp/ html〔所在地-	
	都道府県・市区町村民相談室 各地方公共団体の女性センター			

労働条件等に関する様々な問題(賃	労働基準監督署	最寄りの労働基準監督署に問い合せ
金, 労働時間, 労働災害, 安全衛生		を。
等)について相談したいとき。		
平日5時以降や土曜日に労働条件に	大都市を中心に設置されている	(社)全国労働基準関係団体連合会
関する様々な問題について相談した	労働条件相談センター	(本部) 03-3437-1022
いとき。		

(各論)

雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

こんなときは	実施主体・窓口	連	絡	先
職場における男女均等取扱いの問題。働く女性に関する問題や企業に おける女性の積極的活用についての 相談。	都道府県労働局雇用均等室	各都道府県学せを。	労働局雇用均	等室に問合
働く女性のための相談や,セミナー・ 講習会等を実施している施設は。	働く婦人の家 (財)21世紀職業財団		労働主管課に -5276-3691	問合せを。
求人・求職情報や職業能力開発校へ の入学斡旋の情報を知りたい場合。	各地域の公共職業安定所	各都道府県の に問合せを。)労働局職業	安定主管課
新卒者関連の就職情報を知りたい場 合。	学生職業センター・学生職業相 談室(専修学校以上新卒者対象)	各都道府県の に問合せを。	の労働局職業	安定主管課
労働者として職業能力の向上をはか りたいとき。	職業能力開発促進センター 都道府県立職業能力開発校	各都道府県の問合せを。	つ職業能力開	発主管課に
再就職の相談をしたい場合。	各地域の公共職業安定所	各都道府県党問合せを。	労働局職業安	定主管課に
再就職を希望する女性が就業に関す る相談を受けたい,又は就業に必要 な技術を身につけたい場合。	都道府県の就業援助施設	各都道府県党	労働主管課に	問合せを。
パートタイム労働についての総合的 な職業紹介サービスを希望する場 合。	各地域の公共職業安定所,パートバンク及びパートサテライト	各都道府県の に問合せを。)労働局職業	安定主管課
パートタイム労働法全体に関する相 談, 啓発活動は。	都道府県労働局雇用均等室	各都道府県党を。	労働雇用均等	室に問合せ
パートタイム労働者の雇用管理改善 のための相談や助成金についての問 合せは。	(財)21世紀職業財団 (短時間労働援助センター)	(本部) 03-	-5276-3693	
新たな事業を行いたいので支援が必要な 場合。	経済産業省(経済産業政策局・中小企業庁)各経済産業局 各都道府県商工関係課 (財)ベンチャーエンタープライ ズセンター	03-3501-151 各経済産業局 各都道府県1 03-3545-408	号に問合せを こ問合せを。	0
在宅ワークに関する相談は。	(財)21世紀職業財団	(東京事務)	-5276-3751 aku1@jiwe. 新)03-3258- 新)06-6262-	2038

農山漁村における男女共同参画の確立

こんなときは	実 施 主 体 ・ 窓 口	連	絡	先
農業・農村に関する様々な問題について相談したいときや,生産技術・経営管理能力の向上を図りたい場	都道府県農業改良主務課 地域農業改良普及センター (全国485か所)	各都道府県は	こ問合せを。	
合。				
農林水産業に従事する女性のネット ワークについての情報は。	(社)農山漁村女性・生活活動支 援協会	03-3584-616	60	

男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

万久少概未工冶乙须姓 "地域工/	ロット門立・シスカ	
こんなときは	実施主体・窓口	連 絡 先
子どもを幼稚園・保育所に入れたい。	保育所の申込み・問合せ 幼稚園の問合せ。 幼稚園の申込み	福祉事務所か市区町村役場へ。 市区町村の教育委員会又は園へ。 直接園へ。
子どものしつけなど家庭教育に関す る相談をしたい場合。	各都道府県の教育委員会の家庭 教育担当課に問合せを。	
児童虐待など児童や青少年の被害に ついて相談したい場合。	各都道府県警察本部の総合相談室,少年相談窓口又は各警察署の少年相談窓口。 地域の児童相談所 地域の家庭児童相談室「地域の 児童委員」 子どもの人権110番(各法務局・地方法務局等に常設)	(警視庁) 03-3580-4970 (大阪) 06-6772-7867 (愛知) 052-951-7867ほか 場所は都道府県庁に確認を。 場所は市区町村役場に確認を。 (東京) 03-3214-0424
事業所で育児休業制度,介護休業制 度を設けるとき。育児・介護休業法 に関する問合せは。	都道府県労働局雇用均等室	各都道府県労働局雇用均等室に問合せを。
仕事と家庭との両立を支援するため の給付金の支給,相談,セミナー等 の実施は。	(財)21世紀職業財団	(本部) 03-5276-3694
育児,介護,家事代行等の各種サービスの情報は。	フレーフレー・テレフォン (月〜金9:30〜16:30) ((財)21世紀職業財団)	(本部) 03-5276-3694 http://www2.mhlw.go.jp/topics/ seido/josei/2020/2020.htm〔全国番 号一覧〕
急な残業の際などの育児・介護の援助を受けたい,又は援助したい場合。	ファミリー・サポート・センター (事業に関する問合せは厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課又は(財)女性労働協会。入会等の申込み,問合せは各ファミリー・サポート・センター)	(厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課) 03-5253-1111 (内7858), ((財)女性労働協会03-3456-4410)
育児休業給付を受けたいとき。	最寄りの公共職業安定所	最寄りの公共職業安定所に問合せを。

消費者取引をめぐるトラブルなど消費生活に関する苦情・相談は。	国民生活センター(月〜金10:00 〜12:00, 13:00〜16:00) 及び 各都道府県, 市町村の管轄する 消費生活センター(401か所)。	03-3446-0999(国民生活センター) 〔全国消費生活センター一覧〕 http://www.kokusen.go.jp/ soudan/map/index.html
消費者教育に関する支援への要望・ 相談は。	(財)消費者教育支援センター	03-5454-3091
消費生活に関する相談や犯罪の被害 に遭った場合の相談は。	各都道府県警察本部の『悪質商 法110番』等の相談窓口	(警視庁)03-3501-0110 (大阪)06-6941-4592 ほか
ボランティア活動に関する情報・相談や参加に関する問合せは。	(福)全国社会福祉協議会内 全国ボランティア活動振興セン ター 各都道府県社会福祉協議会・ボ ランティアセンター (財)さわやか福祉財団 (社)日本青年奉仕協会 全国ボランティア情報提供・相 談窓口(独立行政法人国立女性 教育会館内)	03-3581-4656 03-5470-7751 03-3460-0211 0493-62-1131 http://volunteer.nwec.go.jp
勤労者のボランティア活動に関する 情報・相談や参加に関する問合せ は。	(財)勤労者リフレッシュ事業振 興財団 勤労者ボランティアセ ンター	(東京) 03-5322-6667 (大阪) 06-6265-5522 http://e-vc.cab.infoweb.ne.jp/

高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

こんなときは	実 施 主 体 · 窓 口	連 絡 先
高齢者とその家族の福祉・医療・年 金・法律に関するさまざまな相談・ 悩みは。	シルバー110 番(各都道府県高 齢者総合相談センター)	#8080 (プッシュ回線) (東京) 03-3269-4165 (大阪) 06-6875-0110
在宅介護に関する総合的な相談,指 導,援助を受けるには。	各地域の在宅介護支援センター (電話相談は24時間受付)。	
福祉サービスや福祉施設への入所等 に関する相談は。	各市区町村の福祉担当窓口若し くは福祉事務所。	
老人性痴呆等に関する専門医療相 談・鑑別診断・治療方針決定や夜 間・休日の緊急対応は。	老人性痴呆疾患センター(全国 113か所)	市町村役場に問合せを。
高齢者介護など福祉関係の仕事に就 きたい場合は。	各都道府県福祉人材センター中 央福祉人材センター	03-3581-7801
高齢者が生きがいや健康を目的に就 労がしたい場合は。	各地域のシルバー人材センター	(社)全国シルバー人材センター事業 協会 03-5802-6333
高齢者の健康・生活の相談,レクリ エーションに関する問合せは。	各地域の老人福祉センター。	

身体障害者・知的障害者の福祉サー	市町村福祉事務所又は市町村障	
ビスについて相談がしたい場合。	害福祉担当課に問合せを。	
身体障害者のための各種サービスの	各都道府県身体障害者社会参加	03-3208-3058
情報を知りたい場合。	推進センター	
	(福)日本身体障害者団体連合会	
	内中央身体障害者社会参加推進	
	センター	
高齢者・障害者のための食生活情報	(財)すこやか食生活協会	03-3583-9395
(献立のヒント・食材・調理器具の		03-3589-4344
紹介)を知りたい。		(テレフォンサービス)

女性に対するあらゆる暴力の根絶

こんなときは	実施主体・窓口	連絡先
様々な悩み・問題に関し、女性が相 談(電話・来所)、一時保護等を受けたい場合。	各都道府県の婦人相談所(総合相談センター等に併設されている場合もある。) 婦人相談員	(東京) 03-5261-3911 各都道府県婦人相談所及び地域の福
	婦人保護施設	社事務所に問合せを。 各都道府県婦人相談所に問合せを。
犯罪の被害にあった心の悩みを相談 したい場合。	北海道被害者相談室 オホーツク被害者相談室	011-232-8740(月~金 10時~16時) 0157-25-1137(月~金 9時30分~ 16時)
	犯罪被害者支援センターみやぎ 秋田被害者支援センター	022-221-7830(火·土 10時~16時) 018-832-8010(火·木 10時~16時)
	(社)被害者支援都民センター 水戸被害者援助センター	03-5419-3336(月~金 10時~16時) 029-232-2736(火・水・木 10時~ 16時)
	長野犯罪被害者支援センター 静岡犯罪被害者支援センター	026-223-7830(火・金 15時~19時) 054-272-5050(火・木・土 15時~ 21時)
	砺波被害者支援相談室 (こころの窓)	0763-33-7730(月~金 9時~16時)
	石川被害者相談室	076-234-7830(火·木 18時~21時、 土 15時~18時)
	(社)被害者サポートセンターあい ち	052-523-7830(月~金 10時~16時)
	おうみ犯罪被害者支援センター	077-514-1650(金 13時~17時, 土 10時~17時)
	(社)京都犯罪被害者支援センター	075-451-7830(火・金 10時~18時)
	大阪被害者相談室 紀の国被害者支援センター	06-6871-6365(月〜金 10時〜16時) 073-427-1000(月〜金 13時〜16時) (木のみ18時〜21時も)
	被害者こころの支援センターえ ひめ	089-913-0900(木・土 10時~16時)
	広島犯罪被害者心の支援センター	082-240-7830(木 10時~17時, 土 10時~19時)
	福岡犯罪被害者支援センター	092-738-1550(月 19時~21時, 土 13時~16時)
	被害者・被災者心の相談ボラン ティア ハートラインやまぐち	083-974-5115(火 10時~13時, 木 18時~21時)

人権調整専門委員制度について知りたい場合。	専門委員は法務省人権擁護局長から指名されている。	(東京) 03-3214-6231, (大阪) 06-6942-1481, (名古屋) 052-952-8111, (広島) 082-228-5201, (福岡) 092-721-4570, (仙台) 022-225-5611, (札幌) 011-709-2311, (高松) 0878-21-6191
性犯罪に係る被害や捜査に関する相 談をしたい、届け出たい場合。	各都道府県警察の警察本部等の 性犯罪被害相談電話,相談コー ナー又は最寄りの警察署。	相談電話設置一覧表(後掲)
セクシュアル・ハラスメントについ て相談したい場合。	人権相談所(各法務局・地方法務局・支局に常設)。 各都道府県労働局雇用均等室 (職場におけるセクシュアル・ ハラスメント) ロードー110番(東京都労政部)	前掲 03-5320-6110
ストーカー行為等に係る被害につい て相談したい場合。	自宅から最寄りの警察署又は各 都道府県警察本部の総合相談室	#9110 (#は、プッシュ回線契約電話及び プッシュ式公衆電話から使用できま す。)
「女性のためのアジア平和国民基金」について知りたい場合。	「女性のためのアジア平和国民 基金」	03-3583-9346 03-3583-9322 (郵便振替口座00180(3)71164) http://www.awf.or.jp

生涯を通じた女性の健康支援

こんなときは	実施主体・窓口	連	絡	先	等
女性の健康をめぐる問題について相 談したい場合。	都道府県又は市区町村の女性センター等に問合せを。				
性の悩みについて相談したい場合。	各地の保健所に問合せを。 日本赤十字社医療センター(産 婦人科カウンセリングサービ ス)	03-3400-1	1311		
妊娠, 出産, 育児, 家族計画その他 保健衛生に関することを相談したい 場合。	市区町村又は保健所に問合せ を。 日本家族計画協会 主婦会館クリニック	03-3269-7 03-3265-8 時,相談 時)	8110 (
不妊症外来のある主な病院は。		〔全国一覧 joho.com		://www .htm	.iryo-
健康診査,健康診断を受けたい場 合。	市区町村の担当窓口 (健康課・ 保健所等) へ問合せを。				

がんについて相談したい場合。	癌研究会付属病院	03-3918-0110(月:11~15時,火 水木:11~14時)
	あけぽの会(乳がん手術経験者 の会)	03-3792-1204
場合。	側エイズ予防財団 HIVと人権・情報センター 日本家族計画協会・エイズ/避	0120-177-812, (東京) 03-3239-9090, (大阪) 06-6882-0102 03-3269-7700
HIV/エイズの検査を受けたい場	妊相談 各地の保健所に問合せを。	
たい場合。	各都道府県の精神保健センター 又は各地の保健所,全国の地方 厚生局麻薬取締部の麻薬・覚せい剤相談電話 各都道府県警察本部の総合相談・薬物相談電話等 各都道府県警察本部・各警察署の少年相談窓口 ダルク(社会復帰のための民間のリハビリ施設) 女性ハウス デイケアセンター	(関東) 03-3791-3779 (近畿) 06-6949-3779 (警視庁) 03-3501-0110 (大阪) 06-6943-7957 ほか (警視庁) 03-3580-4970 (大阪) 06-6772-7867 ほか 03-5685-6128 (9~17時) 03-3810-0376 (夜間) (東京) 03-3807-9978

メディアにおける女性の人権の尊重

こんなときは	実施主体・窓口	連絡	先	等
メディアに対する意見や問合せは。	(社)日本民間放送連盟	03-5213-7711		
	(社)日本ケーブルテレビ連盟	03-3490-2022		
	(社)衛星放送協会	03-3597-3211		
	日本放送協会放送センター	03-3465-1111		
	出版倫理協議会	03-3291-0775		
	出版問題懇話会	03-3208-8701		
	(社)日本新聞協会	03-3591-4401		
	映倫管理委員会 (映画), 映像	03-3541-2717		
	倫理協議会(ビデオソフト等)			
	日本ビデオ倫理協会	03-3231-0571		
	コンピュータソフトウェア倫	03-5442-0036		
	理機構			
広告に対する苦情は。	日本広告審査機構(JAR〇)	03-3541-2811		

男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

こんなときは	実施主体・窓口	連	絡	先	等
女性学級、家庭教育学級など社会教育についての情報が知りたい場合。	地域の生涯学習・社会教育担当 課(女性教育・家庭教育担当) に問合せを。 独立行政法人国立女性教育会館 情報センター	0493-62-67	711		
生涯学習に関する情報の提供や相談を受けたい場合。	都道府県又は市町村の生涯学習 担当課に問合せを。 国立教育政策研究所 国立教育政策研究所社会教育実 践研究センター	03-3580-12 03-3823-02			
放送大学を受講したい場合。	放送大学本部	043-276-51	111		
大学の公開講座を受講したい場合。	各大学の担当課に問合せを。				
女性教育施設について知りたい場 合。	独立行政法人国立女性教育会館 各地の女性教育会館	0493-62-67	711		

地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

こんなときは	実施主体・窓口	連	絡	先	等
国連機関や,国際協力関係機関の情報を知りたい場合。	国際連合広報センター (国別統 計資料、原文の会議記録など)	03-5467-	4451/4454	:	
	ユニセフ駐日代表事務所	03-5467-	4431/4436	,	
	国際連合開発計画(UNDP)	03-5467-	4751/4752		
	東京連絡事務所				
	国際連合難民高等弁務官事務所 (UNHCR)	03-3499-	2011		
	国際連合大学	03-3499-	2811		
	国際労働機関(ILO)東京支 局	03-5467-	2701/2703		
	世界銀行東京事務所	03-3597-	-6650		
	日本ユニセフ協会(国連児童基	03-3355-	3227		
	金発行の資料、発展途上国のビ				
	デオなど)				
	ユネスコ・アジア文化センター	03-3269-	4435/4436		
	(国連教育科学文化機関関係出				
	版物、途上国の教育に関する資				
	料など)	00 5050	E011		
	国際協力事業団 (J I C A) (開発途上国の政府資料や報告	03-5352-	.9311		
	書など)				
	音なこ) アジア経済研究所(途上国の政	043-299-	-9500		
	治・経済・社会に関する資料)	010 200	2000		
	国際協力銀行(JBIC)(開	03-5218-	3101		
	発途上国への円借款供与に関す				
	る各種報告書, パンフレット,				
	資料等)				

国際機関で働きたい場合	外務省国際機関人事センター	03-3580-3311 (内線2841)
国連ボランティアに登録したい場合	外務省国際機関人事センター内	03-3580-3311(内線2819)
	国際ボランティア登録センター	
国連ボランティア貯金に寄附したい	最寄りの郵便局に問合せを。	
場合。		
NGOに参加して開発途上国の女性	NGO活動推進センター(JA	03-3294-5370
の自立に貢献したい場合。	NIC)	
開発途上国の識字教育に関する情報	日本ユネスコ協会連盟	03-5424-1121
を知りたい場合。	各地のユネスコ協会	

男女共同参画社会の実現に向けた我が国の取組についての問合せ・情報は

〔一般〕内閣府男女共同参画局 03-3581-5003 http://www8.cao.go.jp/danjyo/index.html 〔各府省の施策について〕各府省男女共同参画推進本部担当課(本書参考資料13) 〔地方公共団体の取組について〕各地方公共団体の女性行政・男女共同参画担当課

女性に対するあらゆる暴力の根絶

相談電話設置一覧表

平成13年4月1日現在

			平成13年4月1日現在
設置都道府県・ 方 面 本 部	名称	電話番号	受 付 時 間
北海道警本部	性犯罪被害110番	0120-756-310	8 時45分~17時30分(左記以外, 土,日,祝日は留守番電話)
函館方面本部	性犯罪被害110番	0120-677-110	8 時45分~17時30分(左記以外, 土,日,祝日は留守番電話)
旭川方面本部	ヤングアンドミズテレホン	0120-677-110	8 時45分~17時30分(左記以外, 土,日,祝日は留守番電話)
釧路方面本部	性犯罪被害110番	0120-677-110	8 時45分~17時30分(左記以外, 土,日,祝日は留守番電話)
北見方面本部	性犯罪被害110番	0120-677-110	8時45分~17時30分(左記以外, 土,日,祝日は留守番電話)
青森県警本部	性犯罪被害110番	0120-89-7834	8時30分~17時 (左記以外, 土, 日, 祝日は当直, FAX)
岩手県警本部	性犯罪被害110番	0120-79-7874	9時~17時45分(左記以外,土, 日,祝日は留守番電話)
宮城県警本部	性犯罪相談電話	0120-24-8620	終日
秋田県警本部	レディース通話110番	0120-028-110	8 時30分~17時 (左記以外, 土, 日, 祝日は当直, FAX)
山形県警本部	女性専用相談電話	0120-783-142	8時~17時(左記以外,土,日,祝 日は当直)
福島県警本部	性犯罪被害110番	0120-50-3732	9時~17時(左記以外,土,日,祝 日は留守番電話)
警 視 庁	犯罪被害者ホットライン	03-3597-7830	8時30分~17時15分(土, 日, 祝日 を除く)
茨城県警本部	女性被害犯罪「勇気の電話」	0120-556-942	8時30分~17時15分(FAX相談 可。左記以外,土,日,祝日は当 直,終日インターネットによる相談 受付)
栃木県警本部	被害者相談電話	0120-710873	8 時30分~17時30分(左記以外, 土,日,祝日は当直)
群馬県警本部	性犯罪被害相談電話	027-224-4356	8 時30分~17時15分
	犯罪被害者相談電話	027-221-7777	8時30分~17時15分(左記以外, 土,日,祝日は当直)
埼玉県警本部	犯罪被害ホットライン	0120-381858	8時30分~17時15分(土, 日, 祝日 を除く)
千葉県警本部	女性被害110番	043-223-0110	8時30分~17時(土,日,祝日を除く)
	女性相談所	0120-048-224	24時間体制(列車内における性犯罪 被害対象)

設置都道府県· 方 面 本 部	名	電話番号	受 付 時 間
神奈川県警本部	性犯罪被害110番	045-681-0110	8時30分~17時(左記以外,土, 日,祝日は留守番電話)
新潟県警本部	女性被害110番	025-281-7890	8時30分~17時15分(左記以外, 土,日,祝日は留守番電話)
山梨県警本部	性暴力110番	055-224-5110	8時30分~17時(左記以外,土, 日,祝日は留守番電話)
長野県警本部	女性被害犯罪ダイヤルサポート110	026-234-8110	9時~17時(左記以外,土,日,祝 日は留守番電話)
静岡県警本部	性犯罪被害110番	0120-783870	8時30分~17時15分(土,日,祝日 を除く)
富山県警本部	女性被害110番	0120-72-8730	8 時30分~17時15分(左記以外,
	ストーカー相談電話	0120-13-1104	土, 日, 祝日は当直)
石川県警本部	レディース通話110番	0120-028-110 076-264-0110	9時~17時(左記以外, 土, 日, 祝 日は留守番電話)
福井県警本部	レディーステレホン	0120-29-2170 0776-29-2110	8時30分~17時15分(左記以外, 土,日,祝日は留守番電話)
岐阜県警本部	犯罪被害者相談電話	0120-870-783	9時~16時(左記以外,土,日,祝 日は留守番電話)
	ストーカー相談110番	0120-794-310	
愛知県警本部	レディースホットライン	0120-67-7830	9時~17時(左記以外, 土, 日, 祝 日を除く)
	ストーカー110番	052-961-0888	9時~17時(左記以外,土,日,祝 日は当直)
三重県警本部	女性被害相談電話	0120-72-8740	9時~17時(左記以外,土,日,祝 日は留守番電話)
滋賀県警本部	性犯罪相談電話	077-525-7830	8時30分~17時15分(土,日,祝日を 除く)
	犯罪被害者サポートテレホン	077-521-8341	8 時30分~17時15分(左記以外,
	CLARA(クララ)相談電話	077-521-9662	土, 日, 祝日は留守番電話)
京都府警本部	レディース110番	075-411-0110	9時~17時(土, 日, 祝日を除く)
大阪府警本部	ウーマンライン	06-6767-0110	9時~17時(土, 日, 祝日は留守番 電話)
	ストーカー110番	06-6767-2110	9時~17時45分(土, 日, 祝日は当 直)
兵庫県警本部	レディースサポートライン	078-351-0110	9時~17時(左記以外,土,日,祝 日は,留守番電話又はFAX)
	ストーカー相談電話	078-371-7830	9時~17時30分(左記以外,土, 日,祝日は,留守番電話)

設置都道府県・ 方 面 本 部	名称	電話番号	受 付 時 間
奈良県警本部	性犯罪被害相談110番	0742-24-4110	8時30分~17時15分(左記以外, 土,日,祝日は,留守番電話)
和歌山県警本部	性犯罪被害110番	0734-32-0110	8 時30分~17時45分(左記以外, 土,日,祝日は当直)
鳥取県警本部	性犯罪110番	0857-22-7110	8時30分~17時(左記以外,土,日,祝日は当直)
島根県警本部	性犯罪110番	0852-23-4110 0120-110-267	8時30分~17時(左記以外,土,日,祝日は当直,FAX)
	ストーカー被害110番	0852-24-9110	8時30分~17時(左記以外,土,日,祝日はFAX)
岡山県警本部	レディース110番	0120-001-797	9時~17時(土, 日, 祝日は, 留守 番電話, FAX)
広島県警本部	性犯罪相談110番	0120-72-0110	8時30分~17時15分(左記以外, 土,日,祝日は当直)
山口県警本部	レディース・サポート110	083-932-0110 0120-378-387	8時30分~17時15分(左記以外, 土,日,祝日は当直)
徳島県警本部	レディース110番	0886-22-7101	9時~17時(左記以外,土,日,祝 日は当直)
香川県警本部	性犯罪被害専用相談電話 「ハートフルライン」	087-831-9110	8時30分~17時(左記以外,土, 日,祝日は留守番電話,FAX)
愛媛県警本部	警察総合相談電話	0120-31-9110	8時30分~17時15分(左記以外, 土,日,祝日は当直)
高知県警本部	レディースダイヤル110番	088-873-0110	8時30分~17時15分(左記以外, 土,日,祝日は留守番電話)
福岡県警本部	ミズ・リリーフ・ライン	092-632-7830	8時30分~17時15分(土, 日, 祝日 を除く, FAX付)
佐賀県警本部	レディーステレホン	0952-28-4187	8時30分~17時(左記以外,土,日,祝日は留守電,FAX)
長崎県警本部	女性被害110番	095-823-0110 0120-783-814	9時~17時45分(左記以外,土, 日,祝日は留守番電話)
熊本県警本部	レディース110番	0120-8343-81	9時30分~18時15分(左記以外, 土,日,祝日は留守電,FAX)
大分県警本部	被害者サポート110番	0120-098-110	9時30分~17時30分(左記以外, 土,日,祝日は留守番電話)
宮崎県警本部	女性被害相談電話	0985-31-8740	9時~17時30分(左記以外,土, 日,祝日は留守番電話)
鹿児島県警本部	レディース相談電話	099-206-7867	9時30分~18時15分(土, 日, 祝日 は留守番電話)
沖縄県警本部	性犯罪被害110番	098-868-0110	9時30分~18時15分(左記以外, 土,日,祝日は当直)